

しておることは確かなんです。ただ、アメリカでは、今申しましたような消費者委員会と申しますか、そういうものを作ろうという動きはありません。アメリカでは、今後の問題として考えている。ただ御承知のように、諸外国におきましては、消費者団体というものは、民間の団体でございますが、非常に活動が活発でございます。たとえばアメリカでは例のコンシューマーズ・ユニオンあるいは消費者研究所というふうなものがございまして、相当の部数の、数十万部の機関誌を発行している。日本で言うところ、「暮らしの手帖」とか、主婦連あたりがちょっと、一部手がけておりますが、いろいろな苦情処理であるとか、あるいは商品の検査ですね、そういうものをやつて、相当これは影響力があるようでございまして。それから、イギリスにもそれと同じような消費者協会というふうなものがありまして、近くこれの世界的な横の連絡機構を作ろうというふうな動きもあつて、相当こういう問題が活発に動いて来ております。その程度しか今われわれのところではわかつておりません。

それから御質問の企画庁の作りまして国民生活向上対策審議会でございますが、これは今大臣からお話がございましたように、この各種政策の国民生活に及ぼす成果を、広い総合的見地から検討する必要があるから、今までいろいろな審議会がございまして、別個の国民生活向上についての専門の審議会を作つたわけでありまして、これは委員が三十名でございます。そうして消費者の代表、それから労働者の代

表、それから経済界の代表、あるいは学識経験者、学者の関係の人というふうな各方面の、この国民生活の問題について学識経験のあらわれる三十人の委員をお願いいたしまして、現在までで四回ほど審議を重ねて参つております。その結果、第四回目の審議会におきまして、これは昨年の十二月十五日に開催をされまして、消費者保護の問題と生活環境整備の問題につきまして、企画庁長官から諮問がありまして、審議会におきましては、この審議のために、消費者の保護部会、それから生活環境部会、この二つの部会を設けまして、消費者保護部の部会長には早稲田大学の教授の宇野政雄氏がなつておられます。それから一方の生活環境部会につきましては、一橋大学教授の馬場啓之助氏が部会長になられて、審議を始めておられます。生活環境部会につきましては、ことしの三月の一日及び三月の二十日に会合を開きまして、この部会の運営方法なり、取り扱う生活環境の範囲などについて検討いたしましたわけでございます。その結果、生活環境の範囲につきましては、生活環境の施策だけでなく、騒音であるとか煤煙であるとか、こういうふうな公害の問題、あるいは通勤輸送などの生活環境の条件も取り上げようということになっております。また審議の進め方につきましては、生活環境の条件の現状がどうなっているかという現状の把握と、それからモデル的な生活環境条件の作成及びそのモデルに到達するための方法なり問題点、こういうふうなことでひとつ取りまとめようということで、今度専門委員と

いうのがございまして、その専門委員も各方面から——その方面の学識経験者、たんのうな方に集まつていただいて審査をやつております。それから第三回の会合は四月十七日の予定でありまして、これはこの各専門委員から生活環境関係の資料の提出、それから生活環境条件の評価方法等について検討することについておるわけでありまして、それからもう一つの消費者保護部会につきましては、三月七日に第一回の会合を開きまして、部会において取り扱います消費者保護の範囲と、今後の運営方針について審議をいたしまして、その結果、消費者保護の範囲といたしましては、まず政府の行なつております消費者保護行政に関連するものに限定しよう、そうして商取式の際に生ずるおそれのある不利益から消費者を保護することに審議の主旨を置くことにいたしましたわけでございます。次回は四月九日——昨日、各省から現在各省で消費者保護のためにどういう行政をやつておるかというところと、並びにこれに関連いたしまする消費者団体からの要望というところを昨日聞くことにいたしました。昨日は各省から、消費者保護行政としてどういふことをやつておるか、その詳細を専門部会として聴取をいたしましたわけでございます。次回さらに消費者団体からも意見を聞きまして、専門部会としての意見をなるべく早く取りまとめたいと。これは私どもの長官からも第一回の会合のときに申し上げられました。が、国民生活向上対策審議会における結論なり議論というものは十分政府としてこれを取り上げて、政府の政策に十分反映したい、その意味でひとつ十分審議をしていただいて、いい結論をひ

とつ答申していただくように要望してございまして、非常に各委員の方々も御熱心に審議を続けていただいております。このことでございます。

○中田吉雄君 これは事務的なことで、局長にお伺いしますが、まあ、ノルウェー等では消費省があり、スウェーデンには消費庁があるということですが、お宅の企画庁では一体、消費生活を担当する、どこがほんとうに消費行政をやる、九千万国民のための……あまりにも少ないんじゃないかと思うんですが、一体どこが担当しているんですか、お宅の局の何課が……

○政府委員(中野正一君) 経済企画庁におきまして消費者行政の推進に当たつておられますのは、局といたしましてはまあ私のところの調整局がやっておりますが、その中に消費雇用課という課がございまして、ここに真島課長が来ておりますが、真島君がそのほうの専門家でございまして、これに課長として担当してやられております。これは、実は昨年ぐらいいからこの問題がだんだん大きくクローズアップされて参りました。ことにこれは一つには、消費者物価の安定ということがやはり消費者行政の大きな政策の柱になつていくわけなんです。消費物価が上がつてきたというふうなこともございまして、消費雇用課で消費者行政全般を見て、そうして、特に消費者の生活の実態というふうなものにつきましては、御承知と思いますが、毎年国民生活白書というものを、まあ少しデーターではございますが、そういうものからいろいろ分析をいたしまして、こんどは昨年の十二月に出しましたが、主として地域的に国民の消費生

活に相当格差があるんじゃないかという問題に焦点を絞りまして、国民生活白書を出したわけでございます。これは消費雇用課でそういうことを担当いたしました。それから今もう一つ申しました物価問題につきましては、やはり調整局に物価政策課というものを置きまして、ここで今特に消費者物価の安定ということについて各省を調整するといふか、各省の連絡をとるに、各省のやり方については相当企画庁としては厳しい態度で事務的にも消費者物価が上らないように連絡をとりながら——ただ御承知のように、物価問題につきましても、今の消費者行政の問題にしましても、外国の一部にありますが、消費庁、消費省というふうな一つの独立した大きな権限を持った形でなくて、今言つたように、各省の行政というものを消費者の立場に焦点を合わせてやつてもらうようにわれわれのほうで連絡調整をとりながらやるということが重点になつておるわけでございます。ただその前提となりまする消費者の生活の実態の把握については、従来やはり非常に不十分でございましたので、これは各省にまかせるといふより、経済企画庁自身でそういう実態調査をもう少し掘り下げてやるべきじゃないかということ、今御審議願つております国民生活研究所というものを特殊法人として、これは企画庁の所管として企画庁の監督下に作りたいということを御提案申し上げている次第でございます。

○阿部竹松君 議事進行。大体数が足らぬのじゃないですか。これは成立しておらぬのじゃないのですか、委員長。

○委員長(武藤常介君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起し

○中田吉雄君 たいだいま中野局長が言われまして、消費雇用課、その他わが二、三の課で細々やっています。これを欧米のように消費省があり、消費庁があり、あるいはケネディ大統領がこれに対する白書を発表して、こういう問題と取り組んでいるというふうな情勢にかんがみて、まあ研究所でも作って大いにやられようということはけっこうだと思ふんです。そこで藤山大臣にお伺いしたいと思ふんです。私も一体日本でも経済学一般がそうですが、経済を四つに分けて、いつでも消費という面はあるのですが、この項は経済学の原論を見てもあまり取り扱われず、これは結局分配問題じゃないかと。分配こそ消費の前提であり、そういう点からまあ個人の何にまかせて、消費のものである分配、あるいは生産・流通という問題が重んぜられたのじゃないかと思ふんですが、私はこういう研究所が、あるいはこういう行政というものが、与えられた今のこの経済循環の中で、非常に乏しい所得の中で、ただ効果的に価値を高めていくという現状を、宗教のようなとは言いませんが、やはり分の問題を突き詰めていけば、やはり分配問題、たとえばここ数年の国民の総支出の中で、個人消費支出の占める割合が次第に低下しているわけであり、この比率は二十年の六二%から三十六年の五二%まで、だんだんと国民の総支出の中で個人消費が非常に

低下していつている。これはまあ「世界」の去年のやつを見ましてだんだんと低下していつている。そうして投資だけがふえていくというふうな形で、そうしてそういう状況は、三十六年度はまあ美濃部さん等によると、個人消費の支出は四二%である、三十六年度ではこれは計算の仕方でも、いろいろ推計の仕方でも違いますが、そうしてそれは日本がいわゆる海外の、帝国主義的なといいますが、進出をした昭和九年なり、十一年の基準年度が五三%で、あれほどやったときでも五三%であったが、今は四二%です。ほとんど日本の経済というものが投資の拡大ということとでささえられていくような危険がある。こういう統計のとり方にもよると思ふんですが、少なくとも「世界」の八月号によると、そういうふうにはだんだん国民の総支出の中で個人消費の占める割合が低下していく。その少ない所得の中でまあ合理的に消費をする方法を探究して、経済の基本的問題に触れないようにいつては語弊がありますが、そういうことになって、これは実は日本がこれまでがやまをとおした。それでこれはやがて過剰生産にもなり、そういう根本の問題にも触れねばいかぬと思ふのですが、私は消費者行政の根本はやはり分配問題だというふうに思ふんですが、そういう点はいかがでしょうか。やはりこの前の社団法人の国民生活研究所という中の調査項目の中にも、経済成長と消費、私はやはりこういう問題が、日本が再びやまをとおさぬために、日本の経済を正常に循環させるためにも、やはり経済成長と消費を、どういうふうなことにするか。そ

して日本が戦前の海外進出をしたときには国民の消費水準がだんだん低くなって、そうして国内ではけいからその市場を求めていくということと同じことで、幸い、このテーマの中での壁頭の部面にも経済成長と消費という面がありますが、私はやはり経済成長と消費というふうなことをどうするかという基本的問題に結局触れてこぬと、満たされぬ配分の中で、現状をなだめるといつては語弊がありますが、そういうことになるのじゃないかと思ふんですが、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(藤山愛一郎君) われわれのやつております目標として、むしろ、つまり少ない収入を確保するため、その中の消費を合理化していかうという意味ではこれはないのでして、やはり国民生活が向上していくということは消費生活が豊富にもなり、あるいは充実もされてくる。そうして国民大衆がその生活全体を向上させていくということにあることはこれは申すまでもないことである。したがっていわゆる国民の所得の向上ということがわれわれ望んでおる点でありまして、所得を押えていくなどという考えは持つておりません。ただ、しかし、伸びていきます所得をどういうふうな国民生活のその場合における合理的な実態に合わせていくかということがやはり必要だと思ふのでありまして、そういう点について対象を置いて検討もしていく、合理性を消費生活の上に与え、御承知のように、たとえば経済全体のことを考えてみまして、国民生活が向上をしてきて生活内容が豊富

になっていなければ、私がいつでも言っている議論ではございませうけれども、輸出貿易の振興といつても、やはり国内消費に向けるような商品がそのままたま外国に出るような商品がそのままたま外国に輸出する商品だけを作ろうというふうなことでこれはできないのであって、外国にも売れる、そういうものが国内でも消費されるというふうなことでやはり貿易も拡大していくわけなんです。したがって国民生活を何か圧縮して、そうして圧縮する上のために役立つように消費生活の合理化をやるということではございせん。

○中田吉雄君 まあ、藤山局長は今の経済の成長その他について、直接はお聞きはしませんが、新聞紙上で、記者会見等いろいろ御見解を承わっているから、私が述べるまでもないと思ふんですが、先に申しましたように、とにかく日本の経済は個人消費から投資需要によって支えられている。そして国民の総支出の中で消費の占める比率が戦前、戦後を通じて最低になってきている。漸次減つてきている。三十年を最高にしてだんだん減つてきて、それは国民の生活を切り詰めて大東亜戦争をやったあのころよりも低くなつてきている。しかもこれは、これに出ています欧米各国の総支出の中で消費支出の占める割合はもう最低で、日本が四二%、アメリカが五二%、イギリスが五五%、イタリアが五六%、フランスが五七%、西ドイツのようないく国でも四八%と、日本よりはるかに高い水準であるという点は私は経済の原論等においてもうやはり分配、生産、流通が問題ながら、最後に消費の項になると、

案外これまでの理論経済学を見てもいわれていないのは、やっぱり分配が根本だという点にあると思ふので、幸いこの項目にもありますが、経済成長と消費と、このやはり大前提といふものは国民生活研究所としても十分考へていただきたいということを申し上げておきたいと思ふます。

次に、提案理由にあります国民生活に関する調査研究は、この対象がきわめて多岐にわたつておる。したがってそれに関連する研究所は幾つか存在する。だからこれらの研究所に対しても政府は補助助成等をするつもりである。――事務局からでけつこうです。――具体的なことは関連する研究所というふうなものはどういふようなものがあり、政府はそういうものとのどういふ連絡をとつていこうとおるか、そういう点についてお伺いします。

○政府委員(中野正一君) 今回われわれが提案いたしております国民生活研究所は、国民生活に関する問題を総合的な見地からまた基礎的な問題を取り上げようということ、そういうものとしての研究所としては社団法人で現在ありますが、国民生活研究所、これは今度の特殊法人ができましたというのと、解散をいたしまして、その財産なり権利等につきましては全部特殊法人に移転をすることになっております。これは昭和三十四年に国民生活研究所として発足したものが昨年の九月に経済界そのほかの一般の方々の賛同を得まして、社団法人に改組をされたわけですが、細々とそういう問題を研究しておつたので、それぞれの国民生活に關係するいろいろな特殊の問

り、あるいは労働界の代表というふうな——代表と言ふと悪いですが、それから選んだ学識経験者ですね。そういう人の意見を十分反映すべきであるというふうな考えもありまして、そういう意味で国立にするよりは、やはり半官半民という形、ある程度の政府から独立性を持った研究所にしたほうがいいんじゃないか。しかし、この前の社団法人の国民生活研究所は、国民生活の向上と産業の発展ということを目的に作られておりますように、あまり産業面のほうの意向というか、制肘というか、そういうものがありますと、やはりまた研究が片寄るといふことにもなりますので、政府が相当やりこれは財政的な基礎は与えなざるを得ない。しかし、民間も、これは協力しようという方がたくさんおられるわけですから、こういう人の、民間の協力も得るといふことで、半官半民の特殊法人ということにいたしましたわけでありまして、またこういう形のほうが、むしろこれからこういう問題の人材を養成するといふか、集めるというか、そういう面からいっても都合じやないだらうかというふうな、いろいろな観点から特殊法人ということにした次第でございます。

○中田吉雄君　そうしますと、政府から一億出資、民間から一億ですか、大体その見通し。なお、そういう金はどこに預託されるか、いろいろ規定があると思うんですが、そしてその利息、そしてその事務、調査の職員はどれくらい置けるかです。そういう点ひとつ。

○政府委員(中野正一君)　この研究所の財政的な基礎は、先ほど申しました

政府からの一億円の出資、それからほぼ同額の金を基金として民間から寄付なりあるいは出資なりというふうな形で受け入れる予定にいたしております。大体今予約が民間のほうは七千万円くらい集まっております。大体一億くらいには到達するのではないかと考えています。それは基金といたしまして運用をするわけでありまして、これは、法律に運用の方法につきましては規定がございまして……

○中田吉雄君　何条……

○政府委員(中野正一君)　法律案の十四ページ、第三十条でございます。これは、業務上の余剰金は国債で運用するとか、銀行預金する、あるいは郵便貯金に、あるいは信託会社とか信託業務を行なう銀行への金銭信託、こういうふうな形で運用いたしますので、大体六分六厘五厘くらいは運用できる。

○中田吉雄君　年間幾らくらいになりますか。

○政府委員(中野正一君)　それで一応三十七年度の収支予算は、一億基金の利子といたしまして一千五百万円を予定いたしております。それからそれ以外に賛助金というものが約八百万円くらいある。それから委託研究費といたしまして経済企画庁の分が一千万、これは三十六年度も予算がついて実行しております。それから本年度も一千万円の研究費を出すことにしております。それ以外に民間からなり各省から約千二百万円ばかりの委託研究費が出るんじゃないかというふうなことで、全体として収入が一年間に約四千万円です。そして支出のほうも大体四千万円。そのうちで一般管理費が約二千万

円ということ、大体二十四、五人のスタッフでさしあたりやることにいたしております。来年度あたりにかけてまたさらに充実したいと、こういうふうに考えております。

○中田吉雄君　藤山長官、この第三十条ですね、二億円になるわけですが、この預託先、運用方法、どこにされるか——これはやはり私は安全な利息の高いところがいいと思うのですが、私は国の機関で、たとえば商工債券、こういうものを買つて、そうしてやはり中小企業金融のために、市中銀行とかあるいは大口な投資をやる金融機関よりか、やはり商工中金等にしても、利子収入は変わらぬと思うのです。そういう点で、私ずつと見てみましても、中小企業金融を考えにやならぬと言いつつ、いろいろ、必ずしもそういうのではないんじゃないか。そういう基金の預託先を、私はひとつ中小企業関係の政府関係金融機関に預託されることを考慮していただくように強く要請したいと思うのですが、これいかがでしよう。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　基金の安全とそれからまあ利息収入の多いほうと、両方考えることがこういう機関では必要だと、そう思うわけでありまして、その点は十分運用に当たって注意をして参らなければならぬと思ひます。今お話しのような点についても、運営の上において十分参考をいたしまして、そうして適当に決定をいたしていきたいというふうに考えております。

○中田吉雄君　私は若干有利性について調査もしてみたいのですが、商工中金で出している商工債券でも銀行の信託でも

もあり変わりがいい。幸い政府関係機関ですから、日本の国がある限りはこれは安全です。今、中小企業向けの資金手当に悩んでおります。二億といえは長い基金として積まれるのですから、私はぜひひとつ御考慮をいただきたいという点を、強く御検討していただくように希望を申し上げておきます。

それから、私も国立の研究所におつたことがあるのですが、どうもこういうのは、官庁や県庁等に比べて出張旅費も少なく、なかなか情熱を研究に傾けるといふにふさわしい待遇が……ただ雲やかすみを食つて情熱だけに生きたらというところもなかなか困難ですが、待遇やそういう問題はいろいろうな水準になっていきますか。

○政府委員(中野正一君)　今御指摘ありましたように、いい研究をさせますには、いい人を集めるにはそれを養成して、また、十分いい研究ができるだけのやはり給与というものを考えていかなければならぬといふことは御指摘のとおりだと思います。これは特殊法人でございますので、公務員に準じた給与を出すようにおわれまして、できるだけやりたい、ただ、財政的基礎は、先ほど御指摘ありましたように、なかなか、すぐ確立するといふことはむずかしいので、今せつかくわれわれも、それから研究所の関係の会長なり所長も努力しておられますから、できるだけそういう方向でいきたい。また三十二条にもありますように、職員給与、退職手当の支給の基準は、これは役所のほうでいえば、認可を受けて——経済企画庁長官の承認を受けなければならぬということにしてあ

るわけで、そういう意味で役員、職員の待遇等についてもわれわれとしてはできるだけ考えていきたいというふうに考えております。

○中田吉雄君　私、こういう研究所に、今のようになかなか人材が、あちこちから求められているときに来るかどうかが非常に疑問で、また、そういう優秀な人——年とつた人、経験のある人もですが、若い将来のある方が情熱を傾けてやるといふ人が確保できるかどうかというところが問題だと思ふのですが、そういう点で、社会科学系の大学院の修学者を採用するというのを考えてみたかどうか。そのために研究所を日本育英会法の第十六条ノ四第二項にいう特定研究施設にして、そしてそこに勤務すれば、育英資金の返還義務を免除すると、こういうふうなことを考えてみるのもひとつの方法じやないか。私の知る限りでは一流の優秀な人を登用することは困難じやないかと思ふのですが、そういう点はいかがでしよう。

○国務大臣(藤山愛一郎君)　この種研究所が成果をあげるかあげないかといふことは、実際お話しのとおり研究員の資質がよくて、そうして今お話しのような情熱を傾けてやる、そしてある意味からいへば研究に一生を捧げてほしいというくらいな人がくることで成果が上がるわけですね。したがってそういう面についての待遇等については将来にわたって十分考慮しなければ、私も成果は十分上がらないのではないかとと思ひます。若い人をお話しがございましたが、そういう点はわれわれ事務的にはまだ気づいておらなかったわけ

で、御注意等を参酌して検討してみます。

○中田吉雄君 そういう点を、いろいろ政府関係の研究機関もありますが、そこで一定の期間やって、政府関係の他の機関に、行政庁にもいけるというような可能性については非常に少ないと思いますし、せひとも優秀な人材が集まり得るような点について御検討をいただきたい。

それから結局資金確保に關連するのですが、さきにもちよつと藤山長官申されたのですが、結局マーケティングの下請機関になるよりは資金確保を、十分財源措置をしないと、法文二十三条には研究所は委託研究を行なうことができる、そうしていただきましたこの資料を見ても、「絹の需要予測および需要動機調査」、これはよくわかっていますが、「団地居住者のプラスチック製品購入状況調査」、これはプラスチックの会社が売り込むにはどうしたらいいかというような、これはやはりいろいろなことをやることはけっこうですが、やはりそういうおそれのないように、研究所が政府からも民間からも自主性をもって、主体性を確保しながらやる、大企業自身ではなかなかマーケティングの調査がやれないので、半官半民のものにやらせる、そういう七千万なり一億の協力はあっても、なかなか問題があつて、この研究所の将来のためにもどうかと思ひますので、そういう点についてはいかがでしよう、マーケティングの下請機関というおそれはありませんか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 社団法人時代、過去においては若干そういう点もございましたけれど、今後はできるだけ

だけそういうことのないようにし、また先ほど調整局長が申しましたような通産省でやっております消費者協会というのがむしろそういう性格のもので、生産者の立場と申しますか、というようなものを代表して消費者の状況を調査するということになるわけでありまして、こちらのほうはもう少し基礎的なそうした何か宣伝に使われない研究ということに持つていくつもりであります。

○中田吉雄君 さきにもちよつと御発言がありました研究所の組織でありまして、その運用の全きを期するために参与会というものを置くということですが、二十人の参与の中で半数は各省の事務次官が就任するというようなことを聞くのですが、それでは官僚統制といひますか、問題がありはしませんか。それと同時に私は国民生活向上対策審議会の委員及び幹事の名稱といひものを実はいただいてゐるのですが、これでは働く最大の消費者の団体である総評であるとか全労というやうな、そういうものの代表はこれに入つていますか。

○政府委員(中野正一君) 入つております、総評と全労が。

○中田吉雄君 入つてゐる、どこに。

○政府委員(中野正一君) 委員名簿がお手元にあると思ひますが、小川照男さん、日本労働組合理事長、全日本労働組合理事長、川鍋清一さん、全日本労働組合理事長といふことで委員に入つております。

○中田吉雄君 私これではやはり事務次官が半分も就任するといううわさを伝え聞いたりしてはいますが、もう少しほんとうに消費生活の問題を身をもつて体験したりしてゐるそういう代表、

そういうことを十分考える必要があると思うのですが、それからまた国民の四割近くを占める農民の消費というやうなのは、これにはあまり……。全国農協婦人組織何とかといふのが表われてゐるやうですが、これはどうですか。そういう点を含めて、やはり消費の各界を網羅する必要があると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(中野正一君) 審議会のほうの委員には消費者、先ほどもちよつと触れましたように、消費者関係から学識経験者を相当入れたつもりでございます。名簿にもありますように、全国地域婦人団体連絡協議会副会長の甲斐さん、それから全国農協婦人組織協会の理事の白井さん、それから主婦連の副会長の高田さん、それから日本生活協同組合連合会の専務理事の中林さんといふやうな方をお願いしております。それから参与会のほうは、実はアジア経済研究所のほうは十五名でございまして、ほとんど私が聞いてゐるのでは各省次官ということになっておりますが、われわれのほうはそういうことは考えておりません。大体三分の一近くは関係省の事務次官になつていただく。これはやはりいろいろ今後研究を進めていく上に、厚生省であるとかあるいは建設省であるとか農林省であるとか、そういうところの研究機関との連絡をとる意味もありまして、また役所自身で相当の研究もしておられますから、そういうやうなことで、それから各省のやはり意見も反映させるといふ両方の意味合いから、特に国民生活に關係の深い省の事務次官は入れたほうがいいのじゃないか、これは三分

の一ぐらいになつてゐます。したがつて残りのものにつきましては消費者代表あるいは労働界の代表、それから学識経験者、一般の経済界の代表といふことで、人選は十分気をつけております。

○中田吉雄君 最後にお伺いします。国民生活白書ですね、前年にも地域的な分析という形で出たのですが、この国民生活のいろいろなアンバランスといふものがむしろ池田内閣の成長政策の中でひどくなったのじゃないか。たとえば私の県は全国一です。鳥取県ですが、これは消費生活水準、レジャー水準も何もない低いといふことで、そういう後進性はますますひどくなつてゐるやうに思ひます。そこでこの研究所にしても、こういうものにしても、やはりこういう研究の成果なり白書の成果といふものを、実際に企画なり内閣全体の政策の中に力強く反映してもらふ、またそのための調査であり、白書である、こういうふうにするのが、いかがですか、その点。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 国民生活研究所を作りますこともその意味でございまして、経済白書等を出しますこともその意味であることとむろんでして、そうした点を内閣の政策に十分反映さしていかねければならぬのでありまして、その点は今後ともわれわれ反映させるやうに企画庁としては努力を添へて参りたいと、こう思ひます。

○中田吉雄君 これは課長でもいいのですが、お尋ねします。これには政府の立場をおもんばかつてかもしれませんが、地域格差が、消費水準の格差が前年対比でどうなつてゐるかといふこととは、なかなか作業してみぬとわからぬのです。この辺は特別の作意があるとは取らぬですが、これではたとえば地域格差は拡大してゐるかどうなつてゐるか、むしろこういう点では東洋経済新報社で出している四十六都道府県の地域格差、こういう問題の点が前年対比で、こういう政策の中で前年と比べれば格差は拡大してゐるのか縮まつてゐるのか、それだけの費用別に――これではどうも前年対比なかなかわかりにくいのですが、特別、政府の、池田内閣のためにもおもんばかつてゐるわけじゃないと思ひますが、統計的な作業といふものは、こういうものですか。

○説明員(眞島毅夫君) 御承知のとおり地域分析の対象となりますデータは非常に限られております。特に最近の新しいデータはなかなか把握しにくく、こういう実情でございまして、それからさらにこの分析で使つておりますデータそのものも、必ずしも地域分析そのもののためになされておらず、統計ではない統計等もございまして、そういう意味からなかなか地域の経済力あるいは生活水準といふものを測定する方法自体が現状においては確立できておらないといふやうに考えるわけでありまして、私どもは昨年度の白書におきまして、地域の生活水準といふものを把握する方法といたしまして、一つは消費支出金額、もう一つは消費の構造がどういふやうに近代化であるか、あるいは非常に古い型の消費の姿を示してゐるか、あるいはストックでございまして個人の資産及び社会的の資産がどうなつてゐるかといふやうなことを総合的にみて、こういうやうな作

業をいたしております。ただいま先生の御指摘のようにこの白書の結論からは、必ずしも最近数年間格差が非常に拡大しているというようなことは出ておられないわけでございます。しかしそれは私も同じでございます。決して作意があるわけではなくて、今申し上げましたような角度から、非常に良心的に検討いたしましたつもりでございますが、その結果はどうとも一方的に判断できないというのが実情でございます。そういう点にかなりかみまして、こういう地域の比較をやるにはさらにどういふふうな方法でもってやったら適当かどうか、あるいはまたそのためにはどういふような統計を整備すべきかどうか、そういうようなことにつきまして、昨年度の企画庁から出しました国民生活研究所に対する委託研究でも、地域格差を分析検討するための方法論につきましても委託研究も出しておるわけでありまして、そういったような研究の性格に基づいて、さらに今後こういう検討の作業を進めて参りたい。

東洋経済が出版されておりますというようなのを詳細に承知いたしておりますが、これはどちらかと申しますと、各地域の購買力と申しますか、そういう観点からの御検討ではないかというふうなわれわれ承知いたしております。しかし地域の問題を比較いたします際には、地域にあります物価差とか、あるいは生活の慣習とか、そういったようなことも考慮しなければならぬのじゃないか、そういった多少学問的な考慮まで払ひまして、われわれが検討したところでは、それほど最近数年間において大きな格差が、開きつつあるというふうには判断できない。

こういう結論でございます。

○中田吉雄君 その点ですがね、私はやはりたとえばこの書の二百二十四ページ、生活水準の地域差の指数、こういうものがあります。こういう指数を前年対比なり、三年ごとの比較をやってみるといふようなことは学問的な立場から言っても、そう誤ったことにはならぬと思うんです。これは東洋経済が出しているたしか去年から二回ほど出してあります。これは地域経済をどういふ要素を含めてという一たくさんの要因を入れて、そうして前年対比といふんです。前回と対比して、そうして地域差といふものは拡大しているかどうかというふうな、なかなか学問的に見て参考になる。私はそういうものを、これではいろいろの学問的、加工をしてみれば、そういうことがすぐにはわからぬ。あまり学問的な良心といふんです。方法論に拘泥して、一ちよつと実用的な意味も含めて、私はこの資料でもやはり前年なり、前々なり、三年前の対比をやつて、あるいは五年目ごととなりやつて、この使用の便をはかるということは、良心的な方法論上の立場を考慮してもできると思うんですが、その点はいかがですか。

○説明員(真島毅夫君) 地域格差といふことをどういふふうにか考へるかという考へ方によると思ふのです。四十六府県を比べます際に、非常に成長テンポの早いところ、停滞しておるところといふようなところもあると思ひます。

あるいは六都府県のように非常に富裕県あるいは後進的な県といふようなものもあるわけでございます。後進的な県の中でも、最近数年間成長テンポ

の比較的早いところもあるわけです。われわれもいたしましては、それらを総合して全体の平均に対する各都道府県の分散の程度がどうなっているかという観点からして、それには非常に伸びの早いところもある、全体としてはその格差がどんどん広がっていくという方向にはないのではないかと、こういう判断をいたしておるわけでありまして、ある特定の県と特定の県を、ピンとキリを比べれば、御指摘のように確かに開いておるといふ面もあるかと思ひます。それを総合的なたゞいま申し上げましたような観点からみると、日本全国としては特に開いておるといふふうには言えないという見方をしておるわけでございます。

○吉田法晴君 一、二点ちよつと伺います。国民生活研究所という雑誌を見ますと、「経済企画庁や大蔵省その他の官庁及び経団連をはじめ、財界の皆様の方の絶大な御支援のおかげで、この法律が施行できる」、こう書いてある。日本の場合に消費者団体の発展が十分でなくて、消費者の面からする消費行政の推進、あるいは国民生活についての研究という要素が足りない点この雑誌にも書かれておるんですが、経団連あるいは財界等の応援が従来の研究所に引き続いてあるとするならば、消費者のほうからする消費行政、あるいは国民生活の研究云々という点は薄くなるんじゃないか、こういう心配があらまうが、その点はどういう工合に考へておられるか大臣に承りたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) お話のよう、この研究所としては基礎的な消費者の立場に立った研究をするという

のが趣旨でございます。通産省の持つておられます消費者協会といううなものと、生産者の側に立つた消費者の問題を扱っておるのは全然別個に考へております。したがってその目的というのは消費者自体のために……。ただこうした団体を進めて参ります上におきまして、やはり広くその成果を一般的に知っていただくことも必要であります。ある程度国家が今後基金を出していただくようにわれわれも運営もし、大蔵当局とも話し合つて参りますが、その出発点にあたりまして民間基金というものが、先ほど御報告申し上げましたように、約一億ほど基金として寄付を願うことになつておりますので、そういう意味において感謝の言葉を述べたわけでございます。それ自体運営について何かそういうような生産者の立場に立つて運営をするというふうな方には考へておらないのでございませう。

○吉田法晴君 参与のお話にございまして、それでは消費者団体の今後の健全な発達のためにはどういふ施策を講じられようとするのか、それから消費者の意向、あるいは利害というものをこの研究所にどういふ工合に反映をさせようとするのか重ねてお伺ひいたします。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 消費者の各団体とは、この研究所自体としては参与というふうな形でもって消費者の代表の方をそれぞれお願いを申し上げたい、こう思つておるわけです。また、消費者団体自体に対して、特に消費生活を主体としている主婦連その他に対しては、若干の何と申しますか、研究費等をすてに出して、そうし

て消費者の苦情調査等もいたしておるわけでありまして、そういううな、消費者が構成しております団体と緊密な連絡を研究所もつて参りますし、企画庁自身もそういうつもりで消費者行政の推進をやつて参りたい、こう存じております。

○吉田法晴君 国民生活上対策審議会には存続するのだからと思つてですが、それと研究所との関係は、いわば審議会での社会環境整備、あるいは消費者保護の審議あるいは意見というものは、この研究所の動向に反映する仕組みになつておるのでしょうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 企画庁が行政をやりますときに、この研究所の調査研究に待つところが多いと同時に、たとえばこの研究所の調査等、また今の国民生活上対策審議会等のほうの調査の資料、あるいは問題点の解明の資料になつていくと思ひます。国民生活上対策審議会のほうは、具体的な、つまり政策と申しますか、具体的な対策を立ててそれを企画庁のほうに答申をしていただくわけです。国民生活研究所のほうは、基礎的な国民生活の研究をやる、こういうことで、三者それぞれ相関関係にはなつておりますが、若干政策面と基礎面とでも申しますか、そういうふうな違いがそこにあるわけでございます。

○吉田法晴君 最後に、民間団体の場合はとにかくですが、半官半民の機関がでますと、ともすれば役所のいわざのほうからというのですか、あるいは老令に達した諸君がいつ、いわば官庁の外郭団体になりやすい。むしろこの研究所の性格からすると、私は国民の意思、あるいは消費者の意思等

が反映をするということで、増員をされる、あるいは所長になられる人が、今までの研究所のほかにお役人さんが入られるというだけでなく、人選についてもう少し国民の利害なり、あるいは消費者の利害といったものが反映する人柄が選ばれたらと思うのです。これはまあ研究機関ですから、学者がそういう意味でなられるのが最も適当だと思うのですけれども、あるいは主要スタッフについてはどういふことを考えられておるか、承ることができれば承りたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 消費者方面の意向を十分に代表するために、先ほど申し上げましたように、参与会等について三分の二は民間消費者関係、あるいは学識経験者、この方面の学識者を持つて人たちが構成していきたい、そうしてこの機関自身が公正に消費者の立場を代表する研究をする、何か政府の命令によってやめられた研究をするというのであつてはならぬ、それではかえつてまた政府のまじめな施策には役立たないわけでありまして、それから、そういう意味で特殊法人として出資するわけでございます。所長初め所員等の人選につきましては、まあこれは十分な検討をいたさなければならぬ、現在所長には元の慶応の大学の塾長でありました奥井君をお願いをしておるわけでありまして、十分な人選をして参りたい、こう思つております。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありますか。——別に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認

め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○中田吉雄君 私は日本社会党を代表しまして、国民生活研究所法案に賛成をいたします。

ただいま質疑の過程で若干お尋ねしましたが、この研究所が所期の目的を達したために、政府はあつた限りの財源措置をしていただき、そして優秀な職員がそこに登用でき、所期の目的を達するようにしていただきたい点と、特にそうしたいとせんと、やはり業界の委託調査をやることもけっこうですが、マーケティングの下請というふうな批判を受けるようなことになつてもなりませんので、その点について格段の配慮をお願いしたいと思つて、さらに参与会には、やはり清新はつらつたる消費分野を代表すると思われような人の参加を求めたい。できたことと、この研究所の成果をやはり国政に強く反映していただくように希望いたします。賛成討論にかゝる次第であります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任

を願います。

○委員長(武藤常介君) 次に、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(武藤常介君) 速記を起し

御質疑の方は順次御発言を願います。

○岡三郎君 自治大臣にお伺いをします。昭和三十四年十二月四日の本院において、私は自転車競技法の問題について次のごとく聞いておるわけです。自治庁として今まではしばしば言明されておつたわけですが、最近における世論にかんがみて、戦災都市の復興その他こういった問題がいろいろあつたのを、競輪がその収益で大体役目を果たしてきた、地方財政の貧困なところもあるけれども、大体安易にこの事業に便乗をしてゐるのが現状ではないか、したがつて、競輪はもうわれわれは自治体としては存続すべき理由がない、今一生懸命主張しておるのは東京都とか神奈川県とかいわゆる富裕県であつて、財政的に困つておる県がやつておらぬ、これは不都合だと思つて、自治庁はどう考へるかということについて、当時の政府委員の丹羽喬四郎君がいろいろ答えておるわけですが、この際以上のような質問に対して、財政的にみて今の競輪の關係は任務が終つたのではないかというところが主眼点だと思つたのですが、自治大臣の見解をひとつこの際聞いておきたいと思つて、自転

車競技法に対する自治大臣の御見解、現段階における御見解をひとつ伺いたい。

○国務大臣(安井謙君) 競輪につきましてはいろいろな御批判もあるところがございます。岡さんのお見解もある程度でございますが、この地方自治体が相当な財源を仰いで今日までできておりますし、いろいろな従来の慣習もありません。また現実にまだ相当部分その財政に負つておるという問題もござい

ますので、これを今にわかに取りやめるといふことはいささか困難だ。自治体において、もう自分のほうじやかのような計算で財政状況立っていかうからよろしいというふうな決定をいたす場合には、それはもう喜んでやめてもらう、こういうふうな考へております。

○岡三郎君 その当時政府委員としての丹羽喬四郎君が、競輪の収益、まあ依存度というか収益ですね、これに対して、特別交付金ですかを交付する場合には差引くということについて明確に言明してゐるわけなんですがね。それはこういうふうな聞いてゐるわけですよ。「交付税の中から競輪収入というものを引合つて引く」といふことなん

でしようね、それを研究してゐるといふことなんです、はつきり言つてもういたたいということについて、そのとおりであるというふうな答えておるわけですが、現在はその点についてはどういふふうな実行しておりますか。

○国務大臣(安井謙君) これは特別交付金の交付の際に、その一定の率をもつて、競輪の利益を上げてお

る団体は減額をしておるわけでございます。

○岡三郎君 その減額の程度をもう少し詳しくひとつ説明してもらいたい。

○国務大臣(安井謙君) 財政局からお答え申し上げます。

○政府委員(奥野誠亮君) 都道府県の場合には、競馬競輪等の純益の額から基準財政需要額の五割を控除したとして、残った額の一割を減額するといふことにいたしております。市町村の場合には、競馬競輪の純益のうち基準財政需要額の五割をこえる額、これを基礎にいたしまして、段階的に、こえる額が基準財政需要額の五割までの額については一割、五割をこえ一五割までの額については三割、一五割をこえ三〇割までの額については五割、三〇割をこえ四五割までの額については七割、四五割をこえ六五割までの額については八割、六五割をこえる額については九割というふうな計算をしておるのであります。

○岡三郎君 それで今の交付税から差し引いてゐるというけれども、どうも差し引き方がやつぱり足りないといふかね、やつぱりまだうまみがたいが残つてゐるというふうな拝察するわけですが、現在においては、地方財政で

すね、地方財政の中でこの競輪の収益がひもつきでないという点で非常に魅力があるといふことがいわれて参つておるわけですがね。現状においては、全体の各都道府県の財政全体から見れば非常に少なくなつてきてゐる。財政が非常に伸びておるから、そういう点で、現在においてはどのくらい

の程度になつておりますか。当時は一割ないし二割というふうにいわれて

おりましたね。

○政府委員(奥野誠亮君) 競輪の純益が基準財政需要額に占める割合、これで見ますと、三十四年度の実績でございします。三十四年度の実績でございしますけれども、競輪をやっている団体のうち、都道府県にありましては基準財政需要額の一・六%、五大市にありましては二・八%、市町村にありましては二・二%でございします。平均して、市町村につきましては二・二%でございしますが、中には一〇%をこえる団体もあるわけでございします。

○岡三郎君 まあ基準財政需要額から見合つてそうだが、結局東京都とか神奈川の場合において財政全体に占める収益はどのくらいですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 東京都は基準財政需要額の五%をこえておりまして、神奈川県は三%から五%の間であります。いずれも相当大きな割合を占めております。

○岡三郎君 割合を占めておる——まあ基準財政需要額という点から今言われておるわけですが、われわれの調査したところでは、財政全体からいって一%程度だというふうに、まあ統計的に言うに出てくるわけですが、一%ないし二%。そうすると、昭和三十三年ごろから今のほうが収益が伸びてきているというわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) おっしゃつておる一%というのが何を分母にしてあるかというところでございします……。

○岡三郎君 財政収入。

○政府委員(奥野誠亮君) 私申し上げましたのは基準財政需要額でございしますから、一般財源をどの程度必要とするかと、そのうちで純益がどれぐらいの

割合を占めているかということを考えますのは、基準財政需要額がいいと思うのでございします。財政収入ということになりますと、国庫補助金でありますとかその他のものも入ってくるわけでありまして、ちよつと種当ではないのではないだろうかという感じを持つておるわけでありまして。

○岡三郎君 そうすると、現在の地方財政においてもおおよそ競輪収入が非常に相対的にウエートを占めているというように言われておりますが、しかし現実の問題としてこの競輪の収入がなければ地方財政はまかなえないという、こういう見解ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在東京にいたしましては自動車のはんらんからいいますと、道路問題もたいへんなことだと思つてございまして、港灣の問題についてもございまして、港灣の問題をどうのような速度で産業の水準あるいは生活の水準にマッチさせるように持つていくかということに関連して、くると思つてございします。競輪の純益がございまして、なお現在のような産業なり生活の水準からみました場合には、公共施設の水準は劣つていゝる。とても追いついていけないというやうな現状でございまして、財政の改善につきましては、一、そう私たちとしては努力をしていかなきゃならない、こゝろ思つておるわけにございします。純益の有無にかかわらず、今の状態は東京その他におきましては莫大な財政需要を抱えている、こゝろ言わざるを得ない、かやうに考へておるわけにございします。

○岡三郎君 どうも情ない答弁を聞いたわけ、大東京の交通事情その他を

競輪の収益金でやらなきゃならぬというやうな話は、まあおおよそわれわれとしては情けないというふうに考へるわけですが、根本的に言つてですね、今言つた交通対策、そういう問題については、国全体としてこれを考へて、こゝろかなきゃならぬ段階にきています、こゝろいうふうに考へておるわけにございします。今言つたやうに地方財政に占めるその額が相当大きいということを言われておるわけですが、結局まあ昨年の三十六年について、都として、かりに都としてですね、その競輪の収入というものを込みによつて使つておるのか、それを特別の財源として特定の費目に使つておるのか。その点についてどうのやうに使われておるか。その点はわかりません。

○政府委員(奥野誠亮君) 東京都の場合には公営住宅にかなりの分量をさいておるようございまして、そのほか教育施設などにも相当の分を……。

○岡三郎君 その内訳をちよつと言つてもらいたいのだ。

○政府委員(奥野誠亮君) 東京都だけのものをこゝろへ実は持つてきていないのですが、全体のものについてなら持つてきております。それでよろしければ、一応それで説明させていただきます。

○岡三郎君 全体のもので……なければやむを得ない。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十四年度の実績について申し上げますと、全体が七十九億のうち、教育関係に三十七億、住宅に四億、土木に十七億、保健衛生に五億、失対に四億、その他庁舎、それから災害復興、中小企業等使われておるわけでありまして、今申し上げま

したやうに教育と土木が全体では一番大きいわけにございします。

○岡三郎君 住宅には大したことない。

そこで安井さんに聞きますがね。結局自治省としては、全体的にいつて、富裕府県といわれておるところが競輪の存続に非常に熱心であつて、まあその他の県においても熱心なところもあるやうですが、全体にいつて十八府県にいつては、何府県ですか、県としてやつておるところは。

○政府委員(奥野誠亮君) 都道府県では十五団体でございします。

○岡三郎君 十五のうちその県をちよつと言つて下さい。

○政府委員(奥野誠亮君) 東北各県はやつていない、それから裏日本のほうもやつておる団体が少ないだろつと思つておる。あと正確にちよつとこで記憶してないのですが、要するに純益の少ない団体はやつていない、また少ない団体はやつていない、まして現在十五団体が実施しているというところでございします。

○岡三郎君 今の説明から考へて、自治大臣、東北とか、裏日本というやうに非常に財政的に不如意なところがやつていなく、表日本関係の比較的財政的に恵まれておる県がやつておる。こゝろいうことから見ると、財政的に見て特別に現在施行している県がやらなければならぬという理由は薄弱だと思つておるわけですが、その点どうですか。

○国務大臣(安井謙君) 全体に対する比率が今のやうに五%ないし市町村にいつて一二%というものは私はかなり影響力を持つておると思つておる。

して、これがなくなるこゝろによつて結局交付税なり、特別交付税の配分において分け前が少なくなる団体が出てくるというやうなことも起こりますので、これはあえて奨励すべき性質のものじやございませぬが、現在のところ、まだ地方団体ができるだけ継続してやつていきたいという意思を持つておる限りは、今これをにわかにかやめることはいかかと思つておるやうです。

○岡三郎君 今にわかにかやめることはいかかと思つておるやうだが、それじや将来はやめるべき方向にあると、こゝろ考へておられるのですか。

○国務大臣(安井謙君) 私は将来はこゝろは漸減していつてしかるべきものと思つておる。

○岡三郎君 当初法律が施行されてから実質的に自転車競技法というものは趣旨がだんだん変わつてきておると思つておる。当初はみんなやむを得ないという形でこれを認めてきたと思つておる。設立当初の趣旨がだんだん変わつてきて、なおこれにかじりつておるというこゝろは問題ではないのか、こゝろいうふうに強く指摘されておると思つておる。だから適当な機会に自治省としても指導性を發揮して、こゝろいうやうなものについて固執することなく、他の面において今言つたやうに、財政的にいろいろの必要性はあるとして、他のいゝゆる国としての財源におつてこれを見てやるというやうな指導性というものがなく、限りにおいて、こゝろは私はやつていく問題ではないと思つておる。当初の法制定の趣旨がだんだん変わつてきて、ほとんど当初の考へていたことが完成された今、こゝろそれぞれの都道府県において自主的に

やるいろいろな仕事について財源を見合せていくという考え方、こういう考え方自体がもうこじきを一ぱんやるというやめられないという、こういう考え方に通じているんじゃないかと思う。都道府県というものは何にもない、ほとんど。ただ施行者という看板だけで金をもらっている。不勞所得の最たるものです。これはそれで全国的に都道府県がやっておられるならば別です。ある特定の限られた収益のある県がやっている。財政的に困っている県でやってみてもいいというふうになるからやれない。こういうふうな状態になっているわけですから、だからこれをやはり基本的に改正、是正されるということになれば、財政全般におけるところのこういう競輪の収益というものについて、やはり新たな角度で考える。大体が競輪を存続するにしても、不勞所得で、ただ看板だけ持っている都道府県がもうけをもらうという根性だけでは、政治の根本にならぬのじゃないですか。都道府県はただ政府のあれで看板だけ借りて看板だけちゃんともらっているのです。何にも苦勞していない。まだ自転車振興会とか、選手会とか、その他の団体は苦勞しています。そして一手にいろいろな非難を受けている面がある。ところが都道府県市町村は看板だけ出してあとはみんな眠って、昼寝しておるやつがうまくもらっている。こういう根性は一番問題があると思う。不勞所得の最たるもので、看板料としては高過ぎる。どうですか、これは幾ら言ったって昼寝しておるようなところにくれる必要はないのじゃないか。

○国務大臣(安井謙吉) おっしゃるような御批判はある程度まで当たっておると思う。一がいには私は反論する元氣もございませんが、ただ一がいにはギャンブルと申しますが、自転車競技だけで問題が片づかない。ほかのものとの関連も考えなければなりませんし、それから長い間やってきておる慣習、こういうようなものもござります。そういう今おっしゃいますような点、その他の弊害も今まで言われておったと思えます。こういうものは逐次できるだけ改善しながらこれ以上むやみに繁盛はさせないというところでしほっておく。そうして自治体がだんだんいろいろな関係から、これをやめてもいい状況になれば、これをやめていくということとは非常にけっこうなことだと思っております。今にわかにならば政府の手でやめるといふようにやるにはまだ問題が残る過ぎるおるよう思っております。

それから看板料として高いという御説もあるかもしれませんが、自治体はこれを何も自分のほうで何か道楽に使うとか私腹を肥やすわけじゃないのではありません。住民の福祉に返っていくことは間違いない。税金の一種の変形したものと考えても考えられないことではないと思っております。

○岡三郎君 税金の変形というのはいちよと困るね。これは安井さんとも思えない言葉だと私は思うのです。百円の券を買って、無条件に十一円だけ自治体に入っていく。確かにこんなうまい財源はないと思う。それが広く都道府県に公平に行き渡るならいいですよ。しかし十一円を自治省で全部一括してそうしてその分については全部に平均して配る。それならば、そういうことはいいやだという県もあるかも知れないけれども、少なくとももうかる県というか、やるとお客が来る県というか、そういうところが看板料をせしめて、そうして特段競輪についている問題が出てきても、県のほうはそれらぬ顔で見過ごしてきておる。しかしその中でも良心的な県は少しづつでもやめてきておりますね。だからそういう点で、私はもう戦災復興の役割は終わったのだから、土木とか教育とか保健衛生とか、そういうわけつきとした仕事はやはり純粋な財源でやっていく、こういう角度ですね。それで罪滅ぼしという言葉が当たるかどうか知らぬけれども、罪滅ぼしになるならば、それで国民のための集約した仕事に使われるかどうかはいろいろ問題が出てくるかもしれぬけれども、兵庫県なんかは一応無理して廃止しておるといふふうなことを考えるという、少なくとも自治省に限るという、少くとも私は競輪はいろいろ言われておる段階だから、おれのはききいさつぱりに足を洗うというのを聞き取ったわけですよ、きょう……。実際問題として、それもしかし担当大臣だからそうまでは言い切れないという点もありますから、そういう点についてはまあなかなか明確なる答えが出ないので、やめますが、ぜひとも自治省としては、やはり財源としてもうこういうものに未練を持つべきでないというふうに、今後とも今にわかには廃止はできないという言葉はある程度わかるんです。やっぱり従業員もいますしね。しかし、少なくとももうこういうものは、商売の自由という言葉を言うやと変です、自治体というところがやるんでな

くて、何かこう競輪の会社かな、何かそういうところに移管するということがおかしければ、何か別途の方途で、少なくとも国というものがこういうギャンブルというふうなものをするということは、もうおかしいんじゃないですか。賭博とかいろいろあるものについて、特殊の国においてはやっておるところもあるけれども、少なくとも作った当時からはもうほど遠いと、こういうことになるならば、自治体とかそういうところは足を洗う、こういうふうにしてもらいたい私は思っています。そうしないという、何かすっきりしないところがあるわけですが、まあひとりを言うところで申しわけないが、ほんとうのところ、安井さん、言えませんか、こんなものはだめだ。

○国務大臣(安井謙吉) いや、なかなか御卓説だし、非常に傾聴に値すると思つて感心はしております。やっぱりなかなかなしゅうございまして、今申し上げましたように、競輪だけを対象に考えるわけにもいきません。これは競馬もあればオート・レースもあるといったようなことで、そういうものに對する考え方についても、今、岡さん非常にお裕を持ってお考えのようで、やっておるのが第一みつともないじゃないか、またよろしくないじゃないかというお考え、これは私もよくわかると思いますが、同時に、これを民間に手放しに放してしまつてはたしていい結果になるか。ここらも相当動揺すると思つて、でありますから、今のところこれをにわかにはやめるといふわけにもいかない諸種の事情もありますし、したがって、それについては地方団体自体あるいは国もこれに對してより弊害の少ない方法、そしてよりあまりびびらない方法、こういうものをもって自分の間隙でいくということしかやむを得ないんじゃないかと思つております。

○中田吉雄君 ちよと関連して。この昭和三十五年度の競輪収入の使途を見ますと、昭和三十五年度に車券の売上金額が八百三十五億、その七五%を車券の中者へ払い戻して、施行者に二五%二百八億これだけ入つておるわけなんです、その相当部分が自治体の収入になっているんですが、この自治体の施行者の収益使途の内訳を見ましても、たとえば住宅の建設、学校の建設、都市復興事業費等についてはまだわかるんですが、一般会計にさへ繰り入れて、一般会計の不足財源に、私はやはりこういうものを入れるということは、これは政府が二十五年には安井大臣は長官をしておられなかつたでしょうが、一般財源の不足分を競輪で補てんするような地方自治財政という、そういうことまで私はこういうものにしわをもつてくることは、非常に問題だと思つておる。それは福祉施設とか、あるいは戦災で荒れた都市の復興に使つとかというやうなことでしたらわかるんですが、地方自治体の財源の不足、一般会計の不足分まで、まあそういう大きな額ではないんですが、依存するといふやうなことは、これはやはり私は、これはもう終戦後の荒廃した中から、そういう意味でも、この競輪を認める立場からいっても、私はもう一ぱんこの配分を考え直すべ

きじやないか。安井大臣どう思われま
すか。とにかく競輪の施行者収益の内
訳を見て、一般会計の不足分を競輪
収入に依存している。こういうことは
いかがですか。私はこれは問題だと思
う。福祉とかというのなら、そういう
学校とかいうのなら、まだとすべき
ですが、一般会計の不足財源までこれ
に依存するというのは、もう
自治体としては恥ずべき行為じやない
かと思うのですが、この点は岡さんが
指摘されている点ですが、これはいか
がですか。

○国務大臣(安井謙吉) それも先ほど
からの御議論と関連した御議論でし
ょうし、ごもつともな点があると思いま
す。終戦直後に起こったときの財源の
配分とは若干趣が異なってきたという
こととありますが、しかし、これは
一面からいいますと、やっています団
体とやっていない団体、やっている団
体はやり得たということでもいかぬの
で、したがって交付税の配分において
これはある程度かげんをして、いわば
ならしをやっておる、こういうことで
もありませんので、一がいこの方法が
いけないとは思いません。

○中田吉雄君 若干やるところはうま
味がないといけぬ、そういう立場はわ
かりますが、まあ競輪のあの施設に、
従事者等も十分な待遇もされず、い
る非難を浴びながら存続しているも
のが一般会計の不足分まで私はやるこ
とは、うま味があるというのなら、住
宅の建設とか、あるいは戦災都市の復
興とかという特殊なものでした
らわかりませんが、そういう点はやはり
もう一べん私は競輪を存続する立場か

ら考えても、やはりこの配分は考える
べきじやないか、もう一べん検討すべ
きじやないかと思うのですが、この点
はいかがですか。もうとにかく、これ
ができた当初と今とだいぶ違っている
ので

○国務大臣(安井謙吉) おっしゃる点
は非常にごもつともで、できるだけそ
ういうような運営にいたしていきたく
と考えております。だんだん一般会計
へ入れるものは減しておるようであ
ります。

○岡三郎君 自治大臣お忙しいよう
で、通産大臣もまたお忙しいよう
で、今度は通産大臣にお伺いしま
す。

○田畑金光君 ちよつと自治大臣
に……

○岡三郎君 どうぞ。

○田畑金光君 ちよつと自治大臣に
一、二お尋ねしたいと思ひますが、
今、岡委員の質問で自治大臣の考え
は一応わかりましたが、競輪の存続に
ついていろいろ意見があるわけで、
こういう点も含めて昨年の七月公営競
技調査会長の長沼弘毅氏の名で政府
に答申が出ておりますが、その答申を
見ますと、前文の中で「本調査会とし
ては現行公営競技の存続を認め、少な
くとも現状以上にこれを奨励しないこ
とを基本的態度とし、その弊害を出来
うる限り除去する方策を考慮した」、
この中で「現行公営競技の存続という
ことを前提にして以下かくの施策
を行なうべしと、こう出ているわけ
です。この答申を尊重するとすれば、ま
たこの答申に基づいて政府が競輪問題
に取り組んでいくとすれば、これは存
続を前提としていろいろの施策を要求

しているわけで、先ほどの自治大臣の
答弁とこの答申の趣旨とは食い違つて
おるような印象を受けるわけですが、
自治大臣は率直にどういう考えでこれ
に今後対処していくのか、その点も
一度伺いたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 原則論とい
まして奨励すべき性質のものじやな
いという点を申し上げて、できるだけ
ならばこれが減っていくことが望まし
い、こういうことを申し上げたのであり
ますが、現実の問題としていろいろの事
情が、この答申にも書いてあるよう
に、ございます。社会的影響面もあ
りますし、あるいは自治体の財政面も
ある。あるいは関係者のいろいろの答
申に対する問題解決の方法もある。そ
ういう意味から、これはやはり答申も
急にこれをやめろというようなこと
でなくて、改善しながら、といつて、こ
れをむやみに奨励すべきものでもあ
るまいというような答申の御精神かと私
どもは解釈しております。

○田畑金光君 現行の程度は維持する
こともやむを得ない、そういう前提
で、政府としてはその弊害の面をでき
るだけ除去していく、こういう考え
方でいくというわけですか。

○国務大臣(安井謙吉) 今財政のあり
方としましては、先ほど岡さん等から
も言われましたように、むしろこれに
あまり依存するといふ格好を露骨にと
ることはよくない。しかし特殊の事情
によつて特殊のものに今現実依存して
いる面があるのだから、それを急にや
めるわけにいかないが、除々にそうい
うものについては改善を加えていき
たいと思つております。しかし競輪その
ものをどういう規模でやっていくか、

あるいはどういう方式でやっていくか
ということにつきましては、私どもは
地方団体のあり方といったようなもの
についての一般の示唆はやることで
きますし、やはり今後もその弊害の除
去という面から大いにやっていきたく
と思ひますが、そのものを右から左に
どうしようということについては主
省もあることでありまして、私どもが
今これを具体的に結論出すのは差し控
えたいと思つております。

○田畑金光君 先ほど都道府県で今
幾つくらいやっているかという質問に
対して十五というふうな財政局長の答
弁がありました。十五の府県が現在
やっております。私たちがもらつてい
る資料によると、現在やっているのは
十三府県と書いてありますが、それは
それとして、現在実際に競輪を事実上
実施していない府県もあるかと考
えておりますが、あるいは市町村もあ
るかと思ひますが、それは幾つくらい
事実上休止している府県市町村がある
のか、その理由は何か、それをひとつ
御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十四年度
以前にやめた団体を先に申し上げます
と、香川県、山口県、京都市、三重
県の上野市、岡山市、徳山市、徳島市、
高崎市、丸亀市でございます。三十五
年度以降では兵庫県、新潟県、北海
道、芦屋市、常磐市、戸畑市、小野田
市でございます。当初は売り上げの少
ない団体、これはだんだんやめてい
たいと思ひます。そのほかに特殊な団体
としては芦屋市のように財政収入が
なり豊富になつてきて、競輪に依存
する必要はない、そういうふうな意味
でやめたというわけでございます。

○田畑金光君 今やめた理由が競輪の
収入に依存しなくてもよろしい、財政
的にも十分その他の財源によつてま
かたつていける、こういう事情が競輪
をやめた大きな原因になつてい
るわけで、先ほどの質問にもありま
したように、現在競輪をやっている地方公共
団体は主として富裕団体に多いとい
うことを見ましたとき、やはりこれは非
常に矛盾がそこに感じられるわけ
です。ことに貧弱な市町村等においては
事実上競輪をやっていない。またかり
に貧弱な市町村、地方公共団体が競輪
のようなことをやると、一般の民間の
金を吸収するということも問題があ
ろうと、こう考へておるわけですか。あ
りますから、実際競輪を実施して
地方公共団体の財政事情と、や
つていない団体との財政事情という
ことを考えたとき、そこにかつに当分の間
維持するとしても、何らかの財政の調
整措置等が必要ではないか、こう見られ
るわけですか。特別交付金から差引く
といつても、やはりその差引く内容
というものが相当低率でありますか
ら、現在施行している地方公共団体に
はまだまだこの競輪事業は魅力がある
わけですね。そういう点において、何
か存続するについても、自治省等では
特別な考慮というものがこれを実施す
るについても必要ではないかと、こう
考へるのですが、この点自治大臣の見
解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) お話しのと
おり、できるだけこの財政的なものにつ
いては、この依存度を高めたいと思ひ
考へて措置をしたほうがよいと思ひま
す。したがって、特別交付金あるいは
起債の面、そういったような面につ

でもこれのかげんをしつつある状況で、そういった指導は全体的に漸次やっているとあります。

○田畑金光君 まあ同じ答弁でやめますが、それからもう一つ、今度第十一条というのが新たに設けられて、これによりまして「競輪施行者は、その行なう競輪の収益をもつて、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする」。新たな今度はさらにこの競輪で上がった収益をば、従来は自転車工業その他機械工業の振興や合理化のために振り向けておりましたが、いろいろ今度新たな面に競輪施行者がこれを運用するということに、まあこれは訓示的な規定でありますけれども、なっておりますがこの条文についての自治省としてはどういう運用というか、指導面を考えておられるのか、それを伺いたいと思っております。

○国務大臣(安井謙君) これはまあ答申にもございましたし、法律でもこういうふうなうたつてありますので、いわゆる直接住民の福祉そのものの、一般の会計、一般行政的な支出というより、直接住民に返っていくという方面へ極力使うようにこれは指導していくというふうにしたいと思っております。

○田畑金光君 たとえばこういう方面に競輪の収益を使っていくというところになれば、従来特別競輪等もやっておるわけですね。特別競輪による収益も相当過去においては上げて、それがスポーツ振興の面とか社会福祉の面と

か、いろいろな面にこれが充当されておりますが、そういうようなこともこれから積極的に財源を生み出すためにやっていくという考え方もこの条文の中にはあるのかどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 特別競輪を行ないましてその純益を日本全般的の社会福祉その他の関係のものに寄付をいたしておるわけでありまして、その方式は競輪を行ないます団体それぞれから収益金の一定割合を全国的な事業の寄付に拠出してもらうというように制度化したというわけでありまして、今おっしゃになりました条文以外のところに規定を加えておるわけでありまして。

○田畑金光君 私のお尋ねしているのは第十一条の中に、新たにいろいろなことを考えておるが、あなたの方としては、特別競輪等による収入等も、もつと積極的に上げて、今ここに、十一条に規定されているような面に、ひとつ積極的に振り向けていく、こういう考え方に立っておるのかどうか。

○国務大臣(安井謙君) これは格別、扱いを変えようといいますが、その財政の取り扱いは格別変えようというところでございまして、法律に書いてあるように、直接住民の福祉になることは、その精神に沿ってやっていきたいと思っております。

○田畑金光君 今までの実績を見ますと、競輪施行者の実際の純粋な収益というものは、車券売上総額の一二・五%前後に上っておりますが、その範囲の中において、この十一条は運用しようという考え方はどうか。

○国務大臣(安井謙君) 大体、そのとおりであります。

○中田吉雄君 奥野局長にお尋ねいたしますが、これは、税源の地域的に非常に限られておるというところは適当じやないと思うのですが、だんだん整理の方向に、自治体をしてそうせしめるといふ意味から、車券売上高の中から、主催者の必要経費を引いて、入場税のように人口なりに応じて、配分する。これは、まあそういうふうにして、どの県にも、どの市町村にもあるというわけでもないと思いますが、そういうことをやったら、非常に減りますか、主催者が、自治団体が。

○政府委員(奥野誠亮君) 私から申し上げるまでもなく、競輪を実施すること自身についても、強い批判があるわけではございません。実施している団体につきましても、廃止論がかなり出ておるわけではございます。したがって、廃止論があつても、なお実施するということは、その純益を通じて住民の福祉の増進をはかっていく、その効果と天びんにかけて実施しているのが実態だと思ふのであります。したがって、その団体に戻っていくかないで、全国的に吸い上げていくということになりますと、問題は、変わってくると思ひます。

○中田吉雄君 それは、入場税のように、あるいは、たばこ消費税のように、人口に応じていく、それは、どうですか、やってみなければわかりませんが、非常に減ってしまうということですか。あまりうまみがなくなりますが、そういう配分の仕方では、うまみがございせんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お話のような思想と、この現在自治団体が、やるかやめぬかということ自身で決めていくという思想と合わないものであります。強制的にやらせるが、その純益は全国的に配分するというなら話はわかると思ふのです。現在は地方団体が、弊害を避けるか、弊害を取つて、さらに純益でプラス面で大いに寄与していくとするか、選ばれておるわけではございますので、やはり当該地方団体が収益を自分で使うということになれば、つじつまが合わない、こう考えております。

○中田吉雄君 それは合はぬのです、そういうふうにしてまったら、ほとんど全国的にプールされてしまつて、全くうまみがなくなってしまうのですか、配分の仕方、それはどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) うまみがなくなると思ひます。

○岡三郎君 通産大臣が、非常にお忙しいところから来たのですから、簡単に通産大臣にひとつ質問いたしたいと思ひますが、四時二十分にインドネシアの工業大臣に会われるということですが、まあできるだけ簡略にやりたいと思ひます。

私が一番先に聞きたいことは、これは通産大臣に聞くというよりも、総理大臣に聞くほうが適切だというふうに考えておりますが、そのことは、政府の施政方針の中において、強く青少年問題に言及して、やはり道義の高揚といふことが、道徳教育の振興とか、いろいろの問題をうたわれておりますが、一軒のうちに、親が競輪に夢中になつて、そして競輪だけではな

く、いろいろな勝負事があるわけですが、そのあおりを四六時中家庭の中において感じておる子供は、やはり全体において相当数いるのじやないか、そういうふうないろいろな面を考へていった場合に、こういう公営ギャンブルといふますが、いろいろな公営競技があるわけですが、その中で特に自転車競技といふますが、競技、この問題がいろいろ指摘されてきておる点です。それはやはり、非常にそういう社会悪的な面が著しくこれによってかもし出されておる。まあ部分的ではあるとしても、相当これは深刻な問題を提示しておるし、こういうようなことを相關的に考へるといふと、国としてこういうものはやはり、ある適当の時期にやめて、そして他の財源を、自転車の振興とか機械振興とか、そういう面の本格的な日本の産業の振興という問題については、根本的に検討すべきではないか、こういうふうな考へておるわけですが、この点、通産大臣のお考えをちよつと聞きたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいま岡さんからお話がございましたが、私はやはり、総理の施政演説にもありますし、その社会的悲劇をかもし出して、ずいぶん害悪を流しておる。そういうことから、こういう制度についても批判がきびしくなつております、かように思ひます。ただ、関係するところが非常に広いものですから、政府の存、あるいは、そのときそのときの考へ方で左右することもあると考へて、こういう意味で昨年、御承知のように、公営競技調査会、その答申を待つという措置をとつた、かように考へております。

○岡三郎君　そこで、まあこの提案の内容から見て、改善をしてこれを存続

さしていく、こういう方向にあることは、われわれも承知しておるわけですが、こういうものと通産省との関係、自転車振興、機械の振興というのと、どうも、やわらかいものと、かたいものと、あまり極端にくつき過ぎているという印象ですね。どうも通産省が何かこう、まあ、やはり事の始まりが始まりですから、しかし、十数年を経過してみると、ちょっとおかしいんじゃないか。これは所管がえもできるわけでもないけれども、自転車の振興とか機械とか、そういう面については、確かに予算化するという面についても、いろいろ費目があつて限界があるという事は、おそらく、私もわかるけれども、何かやはりおかしいのです。もうちょっと、そういうものをただすというか、すっきりして、そして、そういう面における予算は予算として計上していく、そして、まあ先ほど中田さんが言ったように、万やむを得ないとしても、いろいろと公共の福祉とか、そういった面について使用するという、贖罪的な、罪ほろぼしと申しますか、そういうような使途というものにふさわしいという点ですが、そういう点で私は、国の施策として考えられるのは、いろいろと関係もあるので、簡単にはいかぬという点もわかるわけですが、やはり、ある段階に、思い切つてこういう問題についての国の施策というものをすっきりしないと私はいかぬのじゃないか、特に競馬とか、そのほか、モーターボート・レース、オート・レース、いろいろありますが、しかし、競輪

というものは安直で、比較的金額も少ない、だから、所得階層からいえば、非常に低所得者がこれとの関連を深く持つておるのじゃないか。これは全部調査したわけではないから、そう言い切れないかもしれませんが、われわれの印象として、そういう印象を強く持つておるわけですが、そういうような面からいって、業務内容を刷新して、新しくここで出発するといつても、本質的にやはりこういう社会悪を助長するような現在の傾向というものを、なかなか抜本的に改めることにはならぬのじゃないか、そういう点で大衆娯楽として云々というふうに答申案も出ているわけですが、こういう問題についての限界といいますが、いわゆる大衆娯楽として、こういう競輪とかいろいろなものを見る見方ですね。この点についてわれわれとしては、どうも大衆娯楽という面ではなくて、これはやはり純粋な賭博行為、こういうふうに見ざるを得ないのです。そういう点で、賭博の総元締めを通産省がやっているという事は、どうも似つかわしくないもので、この点、ある段階で通産省は少なくともやめてもらつたらどうかと思うのですが、この点どうです。ちょっと大臣に聞きたい。

○国務大臣(佐藤栄作君)　これはまあ、いつの時期からか通産省が所管している、いわゆる競技自体を主体に考へると、競技自身を通産省が所管するというのは、おかしいですね。むしろ自転車工業振興とか、そういう意味のものだろうと思ひます。そういう売上金の使い方、多分こうではないの

に岡さんの言葉じりをとらえているわけではありませんが、競馬その他に比べて、これは非常に安直だと、まあ大衆性がある、大衆娯楽と、そういう点はやはり幾分か御理解になるだろうと思ひます。しかし本来そういうものが盛んになることは好ましいことではないし、またその後行なわれた實際等から見て、先ほど御指摘になるような悲惨な事件も幾つでもできておる、家庭悲劇も起こして、こういうことがやがて申す、こういうことになってきた。そのほうの競技自身についての問題は、昨年を待たずして、おそらく作るときから問題があつたのだらうと思ひます。せめて売上金でも、自転車振興その他工業の面に使われれば、あるいは社会事業等に使われれば、こういうような条件がついておそらく許されたものじゃないか、こういうふうに私は発展の過程を想像するのでござい

ます。それはとにかく、そんな意味から通産省が所管したというのだらうと思ひます。物事をどこが本来の所掌かという点、まあ公営競技を所掌する役所はなかなかないので、その事業の関係から通産省にきたのだらう、別に私は通産省がいつまでもこういうものを確保していたと、こういう主張で申し上げるのではありませんが、どこか便のあるところで通産省になったのだらうと、私はかように考へておる次第でござい

ます。○岡三郎君　そこで答申案を、どの程度われわれが理解するかという問題にもなるわけですが、弊害を防止するという点において、いろいろと答申案に

ついても、今度の改正案についても努力しておられるとは見られるのですが、抜本的にいって、われわれがよく今までも言つてきたのですが、人間が行なう競技ですから、人間が行なう競技といつても、一般のアマ・スポーツは、これは別ですけども、とにかく八百長というのが非常に問題のポイントだ、選手会自体、これを行なう選手会自体としての身分というものは、まあほかの面から比べると、非常に改善されていないのじゃないか、そういうふうな意見が相当われわれのところにもきておるわけですが、根本は人が行なうわけですから、したがって、賭博行為に伴うところの不正とい

いますか、そういうふうな問題について、いろいろと他のギャンブルとの比較の中において、競輪が非常にそういう傾向が強かつた、現在もこれからもそうであろうと、オール八百長などということを言つておる人もあるのです。が、そういうふうな点で、通産省がこれを監督しているということからいえば、今後そういうふうな騒擾事件とか、八百長とか、いろいろな問題に関連した騒ぎというのか、弊害といひますか、こういうものを重工業局が取り扱うというの、これはおかしいので、實質的にこういうものについて監督を強化するような仕組みを通産省として考へてもらへぬかと私は思ひます。それは重工業局としては、こういう問題は本筋的な仕事じゃないですね、本来、仕事はもっと多くあるわけですから、またまあ重工業局というのに仕事として入つておる、それでずっときておるわけですね。その関連が自転車、機械の振興と、こういう結びつきだと

いうことになつておるわけですが、實際的にいって、こういう問題についての監督、めんどろを見ていくということはいやなんじゃないかと、当事者は、この点どうですか。

○国務大臣(佐藤栄作君)　重工業局がこれを所管しておるというのは、自転車工業がその傘下にあるということでござい

ます。ところで、ただいま御指摘になりますように、八百長その他の不正、それに対して、どういう処置をとつておるか、やはり選手の資質の向上であるとか、あるいは待遇の改善であるとか、こういうことで本筋に上することを考へております。

しかし、これはまあ私の個人的意見が多分に入りますが、ギャンブル自身というものは、ずいぶん人為的なものが加味されている。馬でも、これは騎手自身である程度かげんもできるでしょうし、人の乗らない犬を走らせましても、飼い主もまた、いろいろ工夫している。まあいろいろギャンブルには、そういう面がついてきておるようであり

と、これは本来の性格上、そういう方向へ走る危険が多分にあると思ひます。

○岡三郎君 最後に、ここで法改正としていろいろ出されてきたわけですが、確かにこれを通覧すると、これを的確に実施していくということによって廃止の段階から、まあ実施の段階というふうな立場から考えてみても、これはある程度改善されていくと思ひますが、大臣が今言つたように、要はやっぱり監督する官庁として、その点きちんと持つておいてもらふぬという、やはりいかぬと思ひます。まあ四六時中、にが虫かみつふしたような顔ばかりしちやいられないと思ひますけれども、ただ事柄がやっぱりルーズになる性格を持つておりますから、そういう点で今後騒擾とか、そういうものが起こつたときには、やはり厳格にこれを処置していくというこの態度ですね。こういう態度をひとつ堅持してもらいたいと思ひますが、これについて、大臣の所信を聞いて私は終ります。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいま岡さんが御指摘になりましたように、また私先ほどこの席で自治大臣に対する御質問等を通じて伺つておりまして、事柄について、いろいろの弊害を、もし出しやすい事業形態であるから特に注意しろと、また厳正な態度で指導しろ、監督しろ、幾多の話が出ております。たいへんもつともなお話だと思ひまして私傾聴いたしたわけでございます。今後とも、一そう万全を期するように行政指導、監督の面に注意をして参るつもりでございます。

○岡三郎君 私の希望意見としてもう

一言。

それとともにやがては——やがてはという言葉はあれですが、まあごく近い将来において、国の発展といひますか、いろいろと多くの問題をかかえて現在の世相の中において、これを改めていく方途の一つとして、こういうものについて、やはり厳格なる御検討をいただきたいということをお願いしておきます。

○中田吉雄君 簡単に質問したいと思ひますが、この公営競技調査会長の答申、あるいは当参議院の商工委員会等の決議を見ましても、この売上金の一部を関連産業の振興とともに、そのほかに福祉事業、医療、スポーツ、文教関係に使ふということが書いてあるんですが、私は、やはり、存廃を別にして、何としても自転車産業の振興というところが中心にならないういかぬと思ひます。私は、今自転車産業、まあかきわいといひましても、たゞさんの五百近い工場で、非常なアッセンブル産業で、なかなか輸出もそう伸びていない。大いに合理化し、近代化し、標準化せねばならぬのに、ほとんどほかのことに使つて、わずか、昭和三十五年では八百三十五億の車券の売り上げの中で自転車産業振興、機械産業振興費に十一億、これは私は問題ではないかと思ひますが、もつと基本的にもう一ぺん、こういう制度ができてから長い年月がたつていますし、検討するところにも、やはりその配分については、どこにポイントを置くか。やはり私は自転車産業、第二次的にはそれに関連する産業、世論を緩和する手段だけに、スポーツであるとか、社会保障であるとか、文教——これは、もう国が

当然そういうものはやるべきことで、

これで世論を緩和する手段にして、問題を含んでおる自転車産業そのものをやはり近代化し、合理化し、十分国際競争にたえるようにし、そうしてそういうものが発展して、その税金でそういうことをやればいいじゃないか——この点が、はなはだ世論緩和に急で、自転車産業そのものの振興ということに閉鎖されているんじゃないかと思ひます。それはどうですか。——局長が御答弁になるなら、このでつかい本で見ても、昭和三十三年に四百七十三の工場があつて、二百人以上の工場がほとんどです。二百人以上の工場はたつた十五しかないという全く零細な、しかも非常に標準化されない組み立て工場、最近では、インドネシアの外貨不足等とから輸出もなかなか伸びないという点もあり、私はやはりもつと自転車産業そのものを振興するように使わなければいかぬと思ひますが、昭和三十五年のこの十一億の中で、一体自転車産業に幾ら使ひ、関連産業が幾らになる。一体自転車産業は、このままの状況でいいのかどうか、そういうことです。

○政府委員(島田喜仁君) 大体十一億の中で半分は自転車産業に使つております。ラウンドで申しますと。半分は自転車以外の機械工業に使つておるわけですが。御承知のように特別競輪をやりました。社会福祉あるいは体育その他に使ひ出したのは、ごく最近でございます。それまでは競輪を実施して、以来——最初は全部自転車産業に使ひ、その後になりまして機械工業、関連機械産業にも使ひ出したわけでございます。

自乗車産業につきましては、今先生

のお話のように、輸出産業等に非常に重要な使命を持ち、そして輸出産業として育つて参りましたので、なお、今度の改正後におきましても、自転車産業につきましまして、十分に金の配分をいたしたい、こういうわけでございます。

○委員長(武藤常介君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起こして。

○中田吉雄君 この四百七十三の中で二十人以上の工場が百八十六なんです、二十名以下の工場が。こういう零細企業に依存して、八百三十五億のうちで十一億で、しかもそのたつた半分をして、世論緩和にだけ重点を置いていくというふうな自転車産業は、そういう事態に放置することを許すような状態じゃないかと思ひます。私はやはりもつと、社会福祉とか医療とかいうようなことは国が当然やつて、こういうものに、アリの甘きにつくようなことをせず、これを存続する立場からいつても、もつとやはり自転車産業のプロパアの振興に私は重点を置くべきだと思ひますが、この点、通産大臣に最後

どもあたたかい育成の処置をとらなければならぬ、かように考へております。ただ、売上金の配分の問題等になりますと、本来が自転車工業だからというだけでも、なかなかお許しを得ないものでございますし、ことに自転車工業本来のものでありますならば、これは政府が本来の予算あるいは財政資金等の金融措置とか、こういう本筋のことになるだらうと思ひます。まあい

わば公営企業、公営競技を認めた、その売上金でございまして、その自転車の配分が幾らがいいか、いろいろ議論があるであらうと思ひますが、そういう点から、まず半ばをということだらうと思ひます。この点、御了承願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 大臣のほうは質問もういいです。次官と局長でいいですが、競輪選手について若干お尋ねしたいと思ひますが、現在選手の数は何名でしようか。資料がどこかにあつたと思ひますが、何ページでしたか。

○政府委員(島田喜仁君) 四千三百名くらいです。四千四百弱、四千三百何十名……。

○田畑金光君 資料どこですか。

○政府委員(島田喜仁君) 二十三ページでございます。

○田畑金光君 この競輪選手の寿命というの、いわゆる選手として現役で働けるという年数は、普通何年くらいのものでございましょうか。

○政府委員(島田喜仁君) 寿命といひましても、老朽選手を出場させるかさせないかによりまして何年というこはいいにくいと思ひますが、現在は平均年齢がたしか三十一才ということになっております。中には非常に老年の

人もおりますので、競輪選手になりましてから、まあ十数年ということだと思ひますが、今後はこの競輪の選手を新陳代謝いたしまして、やはり老朽選手よりも若い選手にしていこうというところが必要だと、こういうふうに思ひます。

○田畑金光君 選手は身分といひますか、これは、自営業者とみるべきなのか、それとも雇用関係に立つものなのかどうか。これはどうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) 選手は出場する場合に、施行者とそのつど自由契約を結びまして、その対価と申しますか、賞金によって決着をされておりますので、臨時的な雇用関係に立つ、こういうふうな考えられます。

○田畑金光君 そうしますと、これは施行者と臨時的な雇用関係に立つと、こういうことですか。

○政府委員(島田喜仁君) そういうこととす。

○田畑金光君 この間いただいた資料によりまして、参議院の商工委員会において、あるいはまた衆議院の商工委員会において、たとえば昭和三十三年五月十九日の参議院商工委員会、その第三項では、「選手の素質向上並びに生活の安定を図り、災害補償、退職金等について特段の配慮をすること。」さらにまた、同じく衆議院の商工委員会でも、三十二年の四月二十三日、第二項で、「競輪選手の円滑な新陳代謝及び選手の素質の向上を図るとともに、併せて選手の待遇改善につき検討すること。」、こういう、選手の待遇改善というものが附帯決議になされ、この問題については法改正のたびごとに取り上げておるようでございます。

第九部 商工委員会会議録第十九号

が、今回この法律改正によりまして、十六条の三ですね、新たな条文が加わったわけですね。この十六条の三を讀みますと、「通商産業大臣は、選手の福利厚生を増進を図り、競輪の公正及び安全の確保に資するため、競輪施行者又は日本自転車振興会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に必要の助言又は勧告をすることが出来る。」というように、新しき条文が加わったわけでございますが、この競輪選手について、現在までどういう福利厚生その他の面に措置をなさってきたのか。今度新しくこの条文が加わることによって、その取り扱いに、どういふ内容の変更を加えることになるのか。これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(島田喜仁君) 競輪の選手につきましては、ただいまお話のございましたように、国会の附帯決議等もございまして、その待遇改善等につきまして、いろいろの面で実施を申し上げてまいりました。そのおもなものを申し上げますと、一つは、賞金につきまして昭和三十三年に当時の賞金の一五%を引き上げまして、選手一人当たり月平均約八千円の増収をはかっております。なお、競輪参加中の災害補償につきましては、三十五年に年間約二千万円を、また退職慰労金につきましては約三千万円を選手厚生資金の名目で出してあります。

○田畑金光君 競輪選手の今お話のように、いろいろ賞金の引き上げその他のなされたというんですが、どれぐらい給与所得はなるものですか、現状。この二、三年來のあるいは四、五年來の推移は、どうなっておるのかですね。

一人当たりの月平均所得ですね。

○政府委員(島田喜仁君) 月平均大体六万五千円でございます。

○田畑金光君 お尋ねしておるのは、昭和二十九年ごろから昭和三十五年あつては六年ごろまで、どのように推移しているのか、もっと年度別に説明願ひたい。

○説明員(古沢長衛君) ただいまの御質問の一人当たり、どの程度になつてゐるかという点であります。これは後ほど計算をいたしましてお出ししたいと思ひます。ただ、賞金総額としましてここ四、五年來の推移を見ますと、昭和三十一年度におきましては賞金として約三十二億、それが三十五年度におきましては約三十六億ということになつております。ただし、これにつきましましては昭和三十年ころの選手の全体の数は約五千人ほどでありまして、現在三十五年度におきましては、さきほど局長から申し上げましたように約四千三百人ということになつております。この賞金額はふえてゐるという数字にならうかと思ひます。

○田畑金光君 総額で出されましたが、総額で言われても、ちよつとピンと来ないので、一人の月平均所得はどれくらいになつておるか……。

○説明員(古沢長衛君) これは後ほど計算をしまして提出したいと思ひます。

○田畑金光君 さきほど重工業局長の答弁によると、臨時的な雇用関係に立つと、こういうお話でしたが、そうしますと、たとえば競輪選手が、もっと給与を上げてくれ、所得をよくしてくれ、こういう場合は、雇用主としての競輪施行者に対して交渉するような、あるいは団体交渉とか、こういう権利というものが現実認められ、そして行なわれておるのかどうかですね。あるいは競輪選手の組織というものが確立されているかどうか。法制上、法律の建前上、どういふような取り扱ひをこれは受けておるのか。そこをひとつ。

○政府委員(島田喜仁君) 先ほど申し上げましたように、選手と施行者との関係は、出場してあります間の契約関係、言いかえれば、その間は雇用関係に立つと思ひます。

そこで選手といひまして、施行者、雇用主である。言いかえればその相手方である施行者との間に、待遇改善等の問題について話し合ひをするという格好にもなりますが、もとより競輪の選手は、公営競技、法律に基づきまして、一応資格ある者が厳重に審査を受けて登録をされた選手でございますので、通産省といひましては、選手会あるいは施行者あるいは日本自転車振興会等関係者と十分に待遇改善の問題は話し合ひをしておりますが、さらに今後とも、そういう点につきましては話し合ひをいたしまして、そうして競輪選手の待遇改善の問題につきまして合理的な方向で考えて参りたい、こういうふうに思つております。

○田畑金光君 四千三百ないし四千四百の競輪選手が現におると、で今のお話では、通産省が中につけて関係機関との話し合ひで解決していきたいというふうなお話ですが、やはりこの種競輪選手の待遇の改善とか給与をよくするとかいふ問題は、やっぱり雇用主である、あるいはたとえ臨時的にして

も施行者と団体交渉を認めるというふうな、少なくとも競輪選手の立場でなければ、あなたの今お話のように、ただあつせんとか話し合ひでなんといつたつて、これはできやせぬと思ひます。先ほど局長の答弁によると、相当この二、三年來競輪選手の給与もよくなつたという答弁でございますが、私のもちつた資料によると、まるつきりこの二、三年は、かつて下がつてきておるが実情ですね。

そこで私の、特に考えておるかどうかお尋ねしたいことは、この競輪選手会なら選手会といふものを、もつとこれを法的にも一つの団体として法制化する、こういうことが必要じゃないかろうかというふうに思ひますが、この点はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(島田喜仁君) 実は、その選手会といふのは社団法人でありまして、選手そのものがみずから訓練をいたしましたりあるいはお互ひに厚生を考えたたりすることは、これは選手会として当然のことでありまして、法的に選手会なるものを規制するといふことはなかなか困難でありまして、実はほかの公営競技にも、みな選手がおるわけでございますが、やはり法的に選手会といふ社団法人を、たとえば選手会なるものが特別に固有の何か事業というふうなものを持つといふようなことでもあれば別でございますが、そうでない限りは、なかなか選手会を法的に裏付けるといふことは困難であらう、こういう判断に立つたわけでありまして、ただ選手会につきましては——選手につきましましては、現在も中央選手制度改善

委員会というのをごさいますして、今後新しくこの競輪制度の改善の方向に沿いまして、基本的に待遇問題あるいは福利厚生問題を、もうすでに検討いたしております。

それから、なお選手会につきましては、救済問題とそれから訓練問題等がございまして、この点は、訓練の問題につきましては、中立機関であります自転車振興会が施行者あるいは地方の振興会等と話し合いをしながら訓練を実施しておりますが、ただいまの福利厚生等の問題につきましては、必要があれば、通産大臣から助言勧告ができるということ、今後の合理的改善の法的な裏付けと、こういうふうな考えで改正いたした次第であります。

○田畑金光君 たとえば、この日本自転車振興会というものが、選手の訓練とか養成、こういうことをやるわけですね、この法律によると。しかし、この種の仕事はですね、日本自転車振興会というものが、どういうメンバーの人員が名前を連ねておるか、つまりかにかしませんが、せんけれども、こういう仕事はやっぱり自転車について、みずから競技に参加し、技術を持ち経験を持つ競輪の選手を中心とする日本競輪選手会ですか、こういうものが、やはりたとえば選手養成とか訓練とか、こういう面は担当すると、こういうようなことをまあ法律で書いてあるのが実際のじやないかどうか、私の言っているのはですね、なぜそれが弊害があるのか、どう

か。
○政府委員(島田喜仁君) それはお答えいたします、選手会がみずからお互いに訓練をしたり、お互いに切磋琢磨したりすること自体は、これは大いに選手会でやっていたかなければならぬかと思ひます。ただ選手につきましては、老朽選手の問題あるいは不良成績のよくない選手の問題、御承知のように厳格な資格試験をしまして、そうして登録制度をしております。先ほど来選手というものが柱である、競輪実施の柱であるという点にみましまして、先ほど大臣もお話をされましたが、やはり一面は、そのいろいろの問題の起こらないような選手の素質向上という意味から申しますと、第三者的な中立の機関が訓練をする。同時に選手会みずからは、みずから自体で、いろいろ訓練をするということとは必要であると思ひます。そういう意味の訓練は、現段階では第三者、中正な第三者がこれを政府の監督のもとに訓練をするというのが筋道ではないか。ただし、なお、訓練の能力、訓練をする側に立つ能力その他の問題につきましては、今後十分に改善をはかりて参りたい、こういうふうな考えでおります。

○田畑金光君 十六条の三ですね、これは通産大臣が云々ということに、これは書いてありますが、具体的にどういうことをするということですか。十六条の三の内容ですね。

○政府委員(島田喜仁君) 御承知のように法律でもって選手につきましては、出場の場合の条件の適正化ということ、やはり今のお話の待遇の問題等々について規定をいたしておりますが、なおそれだけでは足りませんので、やはり、今の待遇改善の問題あるいは福利厚生の問題等につきましては、必要な場合にはこれだけの金を、要するに選手の待遇改善に出すべきで

ある、こういう指示——助言、勧告ができる、というの意味で、本規定を設けた次第であります。

○田畑金光君 現在実施されておる福利厚生というが、共済組合の内容あるいは運営実態、これはどうなっておりますか。

○政府委員(島田喜仁君) 御承知のように、福利厚生につきましては賞金の一部が使われることになっております。なお、これを大きく分けまして、競輪選手が参加中に起こる参ります災害の問題と、それから参加外の場合における災害あるいは福利厚生の問題と、それからもう一つには、御承知のように、先ほど申し上げましたように、いわゆる雇用関係に立っておりますので、退職金という形ではございませんが、慰労退職金という形ではございますが、慰労退職金という形では私どもは考えておりますが、そういう場合の交付金、こういう大きくすれば三つに分かれますと思ひますが、こういうものににつきましては共済会というものを設けてまして、そうして、そこで今申し上げた施行者からの共済会に対する交付、それから賞金の中から、各選手が一部福利厚生のために出して参ります、こういうのが、大体の福利厚生の実態でございます。

○田畑金光君 今のその財源ですが、賞金の一部から拠出してまかなつておる、その意味においては、選手だけの負担で共済会の資金はまかなわれておる、こういうふうには聞いていたんですが、施行者も、たとえば同額なら同額を出して財源をまかなうようになっておるのかどうか、その点だけが確かなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) まだ同額を現在に出すことになっておりません。今後は、そういう方向で検討いたしたいと思つておりますが、実はその選手の待遇改善の問題は、財源問題、言いかえれば施行者側にもいろいろ意見がございまして、そういう点は、先ほど申し上げましたように中央選手制度改善委員会、施行者も関係者も全部入れまして、そうして基本的に賞金制度を中心とした待遇改善の問題を検討いたしました、ただいまお話を——おそれなくとも待遇を改善すると、こういう御意見だと思ひますが、そういう方向に沿つてひとつ考えて参りたい、現在もすでに検討いたしておる段階でございます。

○田畑金光君 私のお尋ねしているのに率直に答えてもらいたいんですが、今ある、そして従来運営されてきた共済組合は、競輪者の賞金の中から一部負担して、財源はもっぱらそれだけでまかなわれておると聞いておるんですが、そうなのかどうかです。あなた御答弁を聞いておると、最初は施行者も出してはいるがとく、あとからの答弁は、そうするように検討中だ、こういうわけですが、どっちがほんとうですか。

○政府委員(島田喜仁君) 車両課長から詳細説明いたさせます。

○説明員(古沢長衛君) ただいまの御質問ですが、これは名目は、いわゆる選手厚生賞という名前、年間約税込みで五千万出ておりますが、実質はこれは、先ほど申し上げましたように、選手の厚生関係の費用に充てるといふ意味で、施行者のほうから出してあります。この金が、いわゆる先ほど申し上げましたように、参加外のいわゆる

共済資金に充てられておるのであります。これが約五千万のうち三千万がこれに充てられております。選手は、この参加外の共済会の費用として賞金の三・五%に相当する額約一億二千万でございますが、この共済会に出しております。

○田畑金光君 そうしますと、選手は一億二千万、施行者は五千万出して、それでまかなつておる、こういうことですか。

○説明員(古沢長衛君) 参加中と参加外を入れますと五千万になるわけでありまして、施行者から出ておるものは、

○田畑金光君 今後、そうしますと、共済制度並びに災害補償制度等について強化するということは、競輪施行者の側において、もつとこの内容の改善のために負担増等を考へておる、そのように指導していかう、こういう意味に理解してよろしいのかどうか。

○政府委員(島田喜仁君) ただいま田畑先生のお話のあったとおりに考えております。

○田畑金光君 先ほどお話にありました選手制度改善委員会というふうなお話がありました、これはどういふ構成で、どういふ内容のものなのか。目的と構成と、そうして今日までやってきた役割ですね。これをひとつ御説明いたしたいと思ひます。

○説明員(古沢長衛君) この選手制度改善委員会におきましては、先ほど局長からも説明申し上げましたように、三十二年の法律改正のときに、選手の出場に関する適正な条件を確保するといふ条項を、現在の第十三条に追加をいたしております。その条項の追加によりまして、この選手制度改善委員会

というものが設けられたわけでありまして、この構成メンバーは、通産省、それから施行者、それから日本自転車振興会、選手会、こういったメンバーから構成されておまして、この法律で、いわゆる追加になりました「選手の出場に関する適正な条件の確保」、この内容は、いわゆるそのレースに参加中の条件でありまして、この中の条件と申しますのは、賞金問題、それから競走中の身体障害補償、それから自転車中の損失補償、それから参加中の選手の管理、さらにもう一点、選手の出場回数適正化、この五点について検討をする委員会でありまして、これは中央並びに地方にそれぞれ設けられます。そうして先ほど申し上げましたように、現在賞金問題あるいは退職金問題を中心にして検討をいたしておるわけでございます。

なおつけ加えますと、この規定はいわゆる出場中の選手の待遇問題、賞金を中心にした待遇問題でありまして、出場外の、いわゆるレースに不参加の場合の待遇問題は、必ずしもこの規定では読みとれない、こういうことで今回十六条の三を追加して非参加中における待遇問題もあわせて通産大臣が施行者並びに日本自転車振興会の関係団体に対して助言、勧告ができるようにいたしましたわけでありまして。

○田畑金光君 この選手制度改善委員会というもので、今までの運営状況をみますと、どうも規定の中にあるような趣旨で忠実にしかもまじめに開かれていないようにも見受けられますが、この点はまあひとつ十分今後の運営に御留意願いたいということと終わります。

○吉田法晴君 ちよつと関連をしてひとつ。これは選手の問題もいろいろ問題になるのですけれども、競輪をやっているときの車券売場なんかには働いているいわば従業員は、反面相当の売り上げがあり、あるいは還付も相当ありながら、自転車競技に関連をしていく職員の待遇も相当の待遇になるような、ときにはどうかと思われよう問題もあるようですが、これは臨時に働いている云々ということでも、ずっと継続して使っておいても、同じ人間を、その人間はいわば日雇いのよう、しかもその給与はきわめて悪い、それからこれについての月の給与も継続的な雇用関係になるという待遇もなないわけですね。これは一番問題のところなんです。そこでその待遇についていろいろ地方でも問題になっているのですが、これらの点についてはどういうように指導をしておられますか。こまかいことは申しませんが、いわば従来取り上げた盲点であろうと思うし、その待遇は極端であります。これについてどういう指導をやり、あるいはさように指導をしておられるか、その点について伺いたい。

○政府委員(島田喜仁君) 車券売場等に働いておられます従業員は、やはり常雇的な雇用関係に立っているとは言えぬわけでございますが、これはやはり施行者とそれから被用者との間の随時の雇用関係、こういうことに相なると思われます。したがって問題としては、施行者、一部には振興会との雇用関係にたっているものもございますが、施行者もしくは一部の振興会との関係、したがって、これもかつての附帯決議にもございましたので、私どももい

たしましては施行者側にも臨時従業員への待遇改善につきまして要請をして参りました。一応平均の現金給与額から見ますと、その附帯決議がたしか三十二年にあったと思いますが、自來三十六年までを見ますと、四二、三%の上昇になっております。なおかつ従業員が就業時間が六時間であつたり、婦女子であるというふうな関係もありまして、これと比較される臨時失業者、特に製造業等と比べますと、必ずしも待遇が悪いというふうには考えられませんが、ただ問題は、この前もお話ございましたが、車券売場等につきましては、相当神経を使う労働であるという点もあわせ考えますと、やはり今後とも臨時従業員についての待遇改善問題に私も関心を持たなければならぬ。なお、設備の改善あるいは一部に機械化の問題等もございまして、あるいは実質的な待遇改善の問題になります。とにかいくずれにしましても、待遇改善の問題に對しましては今後とも施行者の自覚と同時に、私どもも施行者に對しましてこの待遇改善問題につきましては要請をして参りたい、こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 時間もございせんから長くはやりませんが、実態はどうか、御存じかもしれませんが、自転車振興会なり、いわば自転車競技をやっております中心にありますが、この問題については、これは相当な待遇もできておりまして、これは人間が神経を使うとか何とかあなただも実態を御存じのようだけれども、東京なんかもずっと同じ人間を雇っておるのですけれども、それ

はそのたびごとに云々ということで臨時の取り扱いをし、それから労働条件については、給与についてもあるいはその設備、その他の話もありましたけれども、これは非常に問題があると思ふ。これは何時問題かといつても、そういう実態でありますだけに、附帯決議についておられるけれども、実際に四%上がったというお話ですけれども、全国的には私にそうじゃないと思ふ。それは問題があると思ふので、その点は強く要請をして警告をして、今後の待遇改善について指導をされることを要望しておきます。

○田畑金光君 あと二、三点私お尋ねしますが、この賞金について三十二年に一度に五%値上げをした、こういうお話でした。これはなんですか、賞金——三十五年競輪施行者の収支決算状況、皆さんのほうから配付された資料の二十七ページを見ますと、選手に対する賞金というのが三十五年度では三十六億三千六百八十五万五千九百九十八円、四・三三%、こういうことになっておられますが、大体こういう比率ですか。競輪施行者の取得金の二五%、その中に占める選手に対する賞金というのは四コンマ数パーセント、こういうのが今までの傾向ですか。

○説明員(古沢長衛君) 必ずしもそういう数字は載っておりません。この数字は、年度ごとに多少動いております。○田畑金光君 どのように動いているんですか。あるいはまた従来の実績から見ますと、何%が普通なんですか。○説明員(古沢長衛君) その計算はいたしておりますが、いわゆる車券の

売り上げ高に對する比率の数字は、一応もとにしております。それで申し上げますと、先ほど申し上げました三十六年度の売り上げ高に對する賞金の比率を申し上げますと約五・七%、それから三十五年度が約四・三%という数字になっております。

○田畑金光君 それでは、私率直にお尋ねしますが、公営競技調査会の答申を見まして、その前文の中では先ほど申し上げた読み上げましたが、「本調査会としては現行公営競技の存続を認め、少なくとも現状以上にこれを奨励しないことを基本的態度とし、」こういうことを明確にうたつておられるわけですね。

さらにまた昭和三十五年の七月ですか、ああいう申し合わせによって、競輪の回数というものを、できるだけ制限し押さえていく。こういう基本的な立場に立つておられるわけですね。結局私の申し上げたいことは、この競輪選手なんかの待遇というのは、一方においては賞金の額がどうかということ、一方は開催回数がどうかということによって動いていくわけですね。しかしこれは押さえられておる。こうなってきましたと、せっかく待遇改善あるいは福利厚生施設の充実といつても、賞金の額というものを、もっと上げなければ、待遇改善ということとはこれは不可能ではないか。その点は一併、どう考えておられるのか、こういうことなんです。

○説明員(古沢長衛君) 原則的には、やはり先生の申しやるとおりだと私もは考えております。ただこの点は、いろいろ問題がありまして、一つ

いわゆる施行者の協議会——競走の競でなくして、協同の協——施行者の協議会というものを持たして、そうして一本化せば、いわゆる私は結ばれるんじゃないか、こういうふうなことで、いわゆる待遇上の問題を考へて、できるのじゃないかというふうに私は感ずるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) 待遇改善の問題等につきましては、実は施行者との関係、そのほかいろいろ各関係団体との関係がありますので、これらの点につきましては、大いに選手、今お話を安定的な契約関係と申しますか、雇用関係の問題もあり、かたがた待遇改善の問題もありますので、ただいまお話を点につまましては、施行者と十分協議をいたし、検討いたして参りたいと、こういうふうな考へております。

○近藤信一君 最後に、一つお尋ねしたいことは、自転車競技法の第十三条の「競輪施行者及び自転車振興会は、競輪の秩序を維持し、且つ、競輪の公正及び安全な確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競輪に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならぬ。」というのであります。この条文の中の「選手の出場に関する適正な条件の確保」ということは、一体いかなることをさしていつているのか、その意味についてお尋ねいたします。

か、あるいは病気になるという問題、それから第三は、自転車を損傷した場合に、その救済関係はどうかというのが第三点であります。

それから前後いたしますが重要な問題といつたしまして、賞金関係がどうなるかというのが四点であります。もう一つは、選手が御承知のように、八百長問題を起したとか、いろいろ問題がございますので、これは入場者に対する関係から選手の管理問題、要約いたしますと、五点が、ただいまの条件の適正化、こういう問題でございます。

○委員長(武蔵常介君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武蔵常介君) 速記をつけ。

○岡三郎君 結局、今度内容改善していくといつても、今までは火の粉を払うの一生懸命だったのですが、残念ながらオリビック等を控えて、その財源として相当注目をされていくので、これは生きながらえるのではないかと、これは生きていくというわけではなく、私はなくならぬという気がするんですよ。しかし、これを何とかして平穏なものにしていくということについては、やはり施行者である自治団体、選手、それから自転車協議会ですか、根本的には選手の心がまえというものがあろうと思うんです。それで日本競輪選手会のほうから、法的な保護をもつて制度を確立して、安心してひとつやっていきたいというこの気持は私も、もっともだと思ふ。これは局長もそういう点については、でき得る限り努

力してやっていきたいという点もよくわかりますが、やはりどうこういつても待遇が悪いところには、すまませんが多く入りがちです。待遇がよくも、その人によつては、やはり多ければ多いほどいいわけだから、絶無とはいえないわけだけれども、比較的待遇がよければ、自分で排除されるような行為というものは慎重に考えると思うのです。そういうふうな点で、選手制度の改善といひますか、これについては法的にかまえるとし、非常にむずかしいといひつておつても、十分さらに検討を進めていってほしいと思ふのです。特に答申案の中にあるように、「不正レースの発生を防止し、競技内容の向上をはかるため選手等関係者の養成、訓練、管理、欠格者の排除等その他必要な制度の改正を行う。」とある。ほんとうは法的に明確にしろといふことを私は指摘しておるのじゃないかと思ふ。そういう点で、ままだや施行者といひますが、看板を掲げているものがさばつていくというものは、おかしい。何もなくて、金をもらつていばつておるといふばかげたことではないのだから、やはりそれを実際にやつていくところの、実施していくところの今度の自転車競技会ですか、それから競技会とともに、雇われていくところの選手ですね。あるいは従業員——雇用関係があるというふうなことを考へていく場合に、とにかく選手、養成、訓練、管理等は、根本的にひとつやつてもいいと思ふので、いくらいふことをいふので、やはり取り締まるところは取り締まってもいいから、やれるだけのこと

はやつてやる。そのためには、施行者のほうでとつてあるパーセンテージを少しは削つてもやるということがなければいかぬと思ふわけです。これは都道府県との話し合い、あるいは市町村との話し合いをしてという答があつたわけですが、これも、積極的にこれは身分の確立とともに、待遇をひとつ、よう話してやつてもらいたい点、これは希望です。

それからもう一つは、競輪場の施設の改善、私はできるならば、もう少し競輪場というものを、何というか、ショーというところか、見て、ある程度愉快になるというか、とられたやつは愉快になるわけはないのだけれども、しかしそれにしても、とられてもあまり頭にくるというところがないようにするために、少しはゆとりというか、明るさを与えるための施設の改善といふことが急務だと思ふのです。特にわれわれとしても、ほんとうは競輪場の真中あたりに芝生をコンクリートで固めて、周辺なら芝生をコンクリートで固めるなり、いろいろ考へるべきものがあると思ふ。そこで入場料の最低限をきめて、その収入によつて改善をはかるというのですが、これはどのくらい改善費用になりますか、想像して、入場料の最低額をどの程度にきめて、それによつて得る収入によつて、年次計画なら年次計画で、どの程度改善されるか、その点、どう考へておるか。

○政府委員(島田喜仁君) 施設の改善も、選手の問題も、同様に非常に基本的な問題でございますが、この点につきましては、今度省令で施設基準の大幅な引き上げをいたします。これはや

はり、競輪場によつて違ふとは思いますが、基準を引き上げて、そうしてこれについては、厳重に改善をいたす。ただいまお話を要するに、環境の明朗化と申しますか、公共衛生も含めまして明朗化で、多少でも、御批判があると思ひますが、大衆娯楽という方向に向かうような意味で、基本的に改善したい。まだ金額ははじいておりませんが、思い切つて施設の改善をいたしたい、こう考へております。

○岡三郎君 競輪場の場所と、それから施設の中におけるコースの長さ、五百メートルと三百三十メートルコース、どうも三三三コースというのは八百長が出やすい、五百メートルになると、比較的そういう懸念が少なくなつていくのじゃないか、こういうふうな点で、これは専門的に考へて、どの程度がどうこうといふことは、われわれしろとだからわかりませんが、しかしある程度ゆとりのあるコースならば実力が出ると思ふのです。そういう点でやはり五百メートルコースという、千葉の競輪場は五百メートル、松戸は三百三十メートル、それで松戸あたりは、ずいぶん騒ぎが多いと思ふのです。そういう面の指導も考へていいと思ひますが、どうですか。

○政府委員(島田喜仁君) 施設の改善につきましては、先ほど申し上げましたように、ひとつ幾らかでも競輪が明朗化するような環境を作り上げる方針で、この問題を考へて参りたいと思ひます。

○岡三郎君 もう一点、指導力ですが、あんまりごみごみした所にあるやつは、将来、もうちょっと野原のよ

という変ですが、ゆとりのあるような所へやられたらいいと思います。川崎の競輪場あたりはもうかつてのですね、あそこに置いておくことは不賛成なんです。野球場があるだけでたくさんなんです。あの競輪場を稲田登戸とかどっかに、もう少しやるべきじゃないか。都心のごみごみした所でやって、破り捨てた紙が舞い上がっているというのは工合が悪いと思うので、もうちょっと広々とした所に将来移転するというふうな考え方を持っていてもらわないといかぬと思うがどうですか。そう言っても、あなたすぐやめちゃうって、別な人がなるから張り合ひがないのだから……。

○政府委員(島田喜仁君) そういう問題も、ひとつ大いに検討したいと思いますが……。

○岡三郎君 これで終わります。私がもらった文書によると、賭業した選手が千五百名で、九十六名が競走中に事故で死んでいる。これはある程度危険な仕事だということは想像できたわけですが、具体的に数字で見ると、たいへんな仕事じゃないかと感ずるのです。が、ひとつこの災害の問題については特別に御配慮を願いたい。とにかく人がよくならないければ、競技そのものがよくならないという考え方です。その意味で都道府県が看板料だけでぬく今まで金をもらっているのはけしからぬ、やるならば実際にやっている人間をよくしていく、そうして実際にやっている人々、それを出して、その中で十分な監督をして、そうしてこれがほんとうに大衆娯楽になったら、われわれもかぶとを脱ぎます。今は何といつても、根本問題について納得で

きない。いろいろないいことをしているが、何としてもすっきりしない。それをするためにひとつ、大衆娯楽の名に似ているような積極的な施策をやつて、その中で次の競輪問題が出たときに、お互いに見解をさらにぶつけ合つて、そうして廃止すべきものなら廃止するし、なを伸ばしていいものなら伸ばしていこうというふうな考えるのですが、われわれとしては、現状においてははどうも納得するわけには参らぬので、これ以上質問しても重複するので、以上で質問を終わります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○近藤信一君 私は日本社会党を代表して、遺憾ながら本法律案に反対するものであります。反対の理由につきましては、質疑の際に申し上げましたから、ここに繰り返すことはやめますが、要するに私も、競輪やオート・レースは、すでにその使命を果たしてしまつて、もはや存続の意義が薄くなつていてと判断するものであります。地方財政に寄与するものであります。その当初の目的であつた戦災復興のごときは、ほとんど終わつて、競輪でもうけている地方団体の中には、実は競輪を必要としないほど裕福な団体もあるという矛盾した状態にあります。また機械工業、特に自転車工業の振興に貢献してきたことは認めますが、この機械工業振興費や社会福祉、スポーツ振興、医療施設等に要する費用を競輪などから捻出しようとするこ

とは、財政の怠慢であります。国の財政の現状から見まして、一般会計が負担できないほどのものではございません。当然一般会計から支出すべきものと思うのであります。したがらまして競輪などについては、その弊害だけが目につくわけでありまして、今回の改正案ではこの弊害を取り除くように努めており、その努力のほどは理解できないわけではございませんけれども、この改正をもつてしても、弊害を完全に取除くことは、おそらく不可能だろうと思ひます。弊害が全くなくなるような競輪が生まれれば、もちろんそれはけつこうなことでありますが、ともそれが望めないとなれば、競輪やオート・レースはこの際、思い切つて廃止すべきであろうと考える次第であります。

かかる意味からして、私も本法律案に反対します。だからといって、改正しない、現行法でやれ、現行法のほうがよいのだと、こういう意味でもございせん。重ねて申し上げますが、理想としては、競輪などは、今やこれを廃止すべき段階にきている。この改正案のような温存の措置を講ずるよりも、廃止したほうがよいのではないかと、これが私どもの考え方でありまして、その意味で本法律案に反対するわけでありまして。

○細木亨弘君 私は自由民主党を代表して、本法案に賛成いたします。政府は、公営競技に對しまする世の批判が深刻になつたのかんがみまして、さきに公営競技調査会に諮問され、その諮問の答申におきまして、現段階におきましてはこれをにわかに全廃することは不適當であるとして、現

在以上にこれを奨励しないという基本的態度に立ちまして、できるだけその弊害を除去しようということを答申されたのでございまして、これに基づいて政府は本法案を立案して提案されたのでございまして。私もその提案の趣旨にかんがみまして、現段階においては、やむを得ないものとして、これを認めるものでございまして。ただ、この法案を認めるに際しまして、一、二の点につきまして政府に對して希望を申し上げて賛成の討論にかえたいと思ひます。

質疑の段階におきまして、いろいろありましたように競輪を行ないますに際して、私もこれは廃止をにわかにできないという理由の一つは、多くの従業員を擁しておりますので、その従業員の処置に對する問題でござい

ますが、できるだけ競輪に従事する者の処遇を改善し、特に、先ほどから論議のありました選手の養成並びに福利厚生等については、十分留意をされていただきたいと存じますし、なお施行者の収益につきましても、この競輪をできるだけ公正に意義あらしめるためにおきまして、この収益の使途については、法の趣旨に従ひまして、社会福祉その他、もちろん自転車その他の関連産業の振興等にこれを使用することとはもちろんでございまして、この点につきましても、十分政府として留意されたいと存じます。特に今度の改正におきまして、この点は、私質疑の段階におきてたしたいと存じたのでございまして、日本自転車振興会の目的の中で、今までの自転車その他の機械に関する事業に加えてまして、体育事業その他の公益の増進ということを加

えられたのでございまして。この点につきましては、今までオリンピックの事業に對しまして、特別競輪等行ないませんが、今回の法改正によつて特別競輪がなくなりまして、この自転車振興会からの交付金によつてオリンピックに拠出されると承つておるのでござい

ます。施行者側のほうの意見も、この拠出金につきましましては、できるだけオリンピックに拠出することを希望しておるようでございまして、なお収益事業については、いろいろな事業に使うことがあると存じますが、この法律は特に体育事業その他の公益事業と比

べまして、オリンピックの開催が、まさに差し迫つておるのでございまして、オリンピックのほうの委員会につきましましては、これを非常に強く希望いたしておるのでございまして、私は強くこの点につきましまして、十分オリンピックの開催について御協力いただき、ますことを希望申し上げます。本案に賛成をいたすものでございまして。○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部の問題に供します。本案に賛成の方は、挙手を願ひます。〔賛成者挙手〕○委員長(武藤常介君) 挙手多数と認めます。よつて本案は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願ひます。

○委員長(武藤常介君) この際、ちょっとお諮りいたします。参考人の出席要求に際してお諮りいたしたいと存じます。

ただいま本委員会において審議中の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、鉱山保安法の一部を改正する法律案。

以上三案について、関係者を、参考人として出席を求め意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(武藤常介君) 御異議ないと認めます。よって、さように決定いたしました。

なお、参考人の人選及び出席を求めるとき等につきましては、委員長及び理事に御一任を願います。
別に御発言がなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭産業の長期安定化に関する請願(第二五〇八号)

一、中小企業基本法制定促進に関する請願(第二五二二号)(第二五七九号)(第二六〇九号)(第二六五五号)

一、商店街振興法制定に関する請願(第二五二三号)

一、公共料金等引下げに関する請願(第二五三四号)(第二五五七号)(第二五五八号)(第二五六七号)(第二六〇一号)(第二六五六号)(第二六五七号)

一、物価値上げ反対等に関する請願(第二五五九号)
一、金属鉱業保護政策確立に関する請願(第二六〇二号)
一、宮崎県都城地区を低開発地域工業開発促進法に基づく開発地区に指定するの請願(第二六一〇号)

第二五〇八号 昭和三十七年三月二十三日受理

石炭産業の長期安定化に関する請願(十通)

請願者 福島県内郷市宮町町田 伊藤定蔵外九名

紹介議員 永末 英一君
石炭産業を安定化して国民経済に寄与しうるようになるとともに、産炭地域経済の振興と石炭につらなるすべての労働者および家族の生活安定を実現するため、(一)政府は石炭鉱業審議会の答申をあくまで尊重し、年産最低五千五百万トンの需給体制の確保と昭和三十八年度千二百円炭価引下げの方針を再確認するとともに、今後予想されるエネルギーの需要拡大に見合つて石炭の需要拡大と安定の具体策を早期に確定し、これの実現を推進すること、(二)石炭と競合関係にある重油の価格安定をはかり、特に石油業法の判定にあつては、この点について慎重な考慮をはらうこと、(三)ビルドアップの計画規模を大幅に拡大するとともにこれに必要な措置を講ずること、(四)石炭専焼火力発電所の建設を本年中に実施すること、又これに関連し産炭地周辺における重油専焼火力発電所の建設を禁止すること、(五)石炭コストの軽減をはかるため、電力料金をはじめ生産資材の値下げ処置を行なうとともに

に運賃補給制度をすみやかに確定すること、(六)政府、学識経験者により鉱区総合開発委員会を設置し、不良炭鉱の閉山勧告、開発促進のための鉱区の整理、統合を積極的に行進すること、(七)石炭産業の近代化促進にあつては労使による事前協議の重要性を認識し、これの徹底について企業に対する行政指導を強化すること、(八)石炭産業労働者の最低生活を保障するため坑内、坑外別全国一律最低賃金の早期設定について必要な措置を講ずること、(九)エネルギー基本法を制定すること、(十)炭鉱離職者に対する再就職

及び生活保障のための措置をよりいっそう充実すること等の諸点について必要な措置を確立せられたいとの請願。

第二五二二号 昭和三十七年三月二十三日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 東京都港区芝西久保八幡町四東京都自動車整備工業協同組合理事長 和田平太郎
紹介議員 川上 為治君
池田内閣によつて貿易為替の自由化が拡大され、経済成長政策が進むにつれて、中小企業は、金融の困難及び労働力の不足に直面し、大企業との格差を是正するどころか相対的には、むしろ大幅に低下するおそれにとさらされている。また政府の中小企業対策が、その時々思いいつきのまま実施されているため、総体としての一貫性を欠き、互に交錯し、中小企業独自の機能を十分に発揮し得ない実情であるから、この際、中小企業者に目標を与え、政区の中小企業対策が完全に効果をあげられた

め、今国会で中小企業基本法を制定せられたい。なお、本法については、中小企業政策の憲法的存在となし、その基本方針にとつて、(一)中小企業の合理的な自立と発展をはかるため、開発計画をたて、生産分野を調整し、規模を適正化し、流通機構を合理化し、市場の開拓拡大を助け、資金の供給を円滑にし、企業の活動力を強化すること、(二)中小企業の近代化と生産性の向上のために、設備の更新、近代化資金の確保、技能訓練、労働関係の改善等科学的経営を推進し、税負担の合理化をはかること、(三)中小企業の公正で協同的な経済関係を確保するため、不公正な取引や競争を規制し、健全な企業間の共同化及び集団化を助け、下請関係、企業系列関係を正常化すること等の施策を総合的に講ずるものとせられたいとの請願。

第二五七九号 昭和三十七年三月二十七日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市横町中政連糸魚川支部内 井合初太郎
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二六〇九号 昭和三十七年三月二十九日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 宮崎県都城市上町二、五一〇都城商工会議所 会頭 島津久厚
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二六五五号 昭和三十七年三月二十九日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 東京都台東区浅草蔵前三ノ二三輸出アンチモ二工業協同組合理事 長 笠原小八
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五二三号 昭和三十七年三月二十三日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 東京都台東区竹町一二ノ二四下谷商店街連合会内 中村重治君
紹介議員 川上 為治君
配給流通機能の向上に資するといふ大きな社会的、公共的使命を果たすため、(一)商店街、商店街連合会は法人とし、都道府県地方自治体及び全国を地区とする商店街連合会を設立しこの法制化をはかる、(二)消費者、利用者の利用便宜のための共同施設の整備改善、従業員のための福利厚生施設の設置拡充、資金の借入、貸付、補助金の受入れ、貸付、補助金の受入宣伝、販売促進等の共同事業等を行なう、(三)商店街及び商店街連合会が行なう共同施設についての事業を促進するため、政府地方公共団体の出資による商店街金庫を設立し資金の貸付けを行なう、(四)百貨店、スーパーマーケット、生活協同組合購買会等の業者が商店街又は商店街連合会に新たに店舗を設立しようとする場合は商店街の同意を必要とする

する、(五)通商産業省に商店街審議会を設置し商店街振興法の施行に関する重要事項を審議する、等の諸点を骨子とした商店街振興法を制定せられたいとの請願。

第二五三三号 昭和三十七年三月二十四日受理
公共料金等引下げに関する請願

請願者 福島県石川郡大東村大字小作田 関根タリ外 百五十九名
紹介議員 横川 正市君

物価の値上がりブームは、国鉄運賃の値上げをはじめとする「公共料金の値上げ」が原因であり、国民へのサービスを忘れてはならない公共事業が先頭きつて値上げムードをかきたてたのである。しかるに、最近のこれらの公共事業は、国鉄で年間三百億円、電々公社で千六億円、専売公社で二千五百七億円という、ばく大な黒字が見込まれており、もうけるための値上げは、筋が通らないばかりか、それがまた、諸物価をつりあげているから、政府は、すみやかに、公共料金をはじめ諸物価の値上がりをおさえ、むしろこれを引き下げる政策を講ぜられたいとの請願。

第二五五七号 昭和三十七年三月二十六日受理
公共料金等引下げに関する請願

請願者 秋田県南秋田郡琴浜村 船木節子外七十七名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第二五五八号 昭和三十七年三月二十六日受理
公共料金等引下げに関する請願

請願者 福岡市東中州全電通労組福岡県支部内 岩崎 太一外九千五百三十八名
紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第二五六七号 昭和三十七年三月二十七日受理
公共料金等引下げに関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町 仁船 田中千代造外三百七十八名
紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第二六〇一号 昭和三十七年三月二十八日受理
公共料金等引下げに関する請願

請願者 秋田県本荘市石脇字龍巻 石川米治外三百七十九名
紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第二六五六号 昭和三十七年三月二十九日受理
公共料金等引下げに関する請願

請願者 秋田県仙北郡田沢湖町 生保田字武蔵野 佐藤 謙二郎外二百五十三名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第二六五七号 昭和三十七年三月二十九日受理
公共料金等引下げに関する請願

請願者 大分県竹田市寺町 谷口トキエ外六百五十五名
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第二五五九号 昭和三十七年三月二十六日受理
物価値上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府都島区都島中通り五ノ三〇 西好子外二百四十四名
紹介議員 鈴木 強君

池田首相は「経済のことは私に任せなさい。必ず所得を増加させます。私はうそを申しません」といつたが、現在、生活は所得増どころか、公共料金、食品等の激しい値上がりで物価倍増に打ちひしがれているから、(一)政府の高物価政策をやめること、(二)公共料金、管理価格等独占的に価格をつり上げる政策を中止すること、このため、各種の法的措置を明らかにすること、(三)生産流通機構を抜本的に整備し生産性の向上に即して物価を引き下げ、所得を引き上げること、(四)間接税(特に物産税、消費税)を引き下げ、末端小売価格に明確に反映させること、(五)公正取引委員会の物価に対する権限を現行法上に強化すること等の施策を強力に推進せられたいとの請願。

第二六〇二号 昭和三十七年三月二十八日受理
金属鉱業保護政策確立に関する請願 (三通)

請願者 兵庫伊丹市西野東南 一六ノ一 高橋義一外 三千三百三十四名
紹介議員 阿部 竹松君

貿易為替の自由化に伴い、国際競争力の弱い日本の金属鉱山、製錬所は、国家の完全な保護政策がなければ壊滅することになるから、(一)金属鉱産物に対する支持価格制度を確立すること、(二)新鉱床探査補助金を増額すること、(三)金属鉱業政策審議会を設置すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二六一〇号 昭和三十七年三月二十九日受理
宮崎県都城地区を低開発地域工業開発促進法に基づき開発地区に指定するの請願

請願者 宮崎県都城市上町二、五一〇都城商工会議所 会頭 島津久厚
紹介議員 平島 敏夫君

宮崎県都城市は人口九万二千余を数え、南九州の産業・経済・交通等の中心都市としてその圏内に包含される人口は、四十余万にも及ぶものであるが、南九州の内陸部という地理的条件のため港湾等の諸施設に恵まれず、低位生産性にあえぐ農業を主たる産業とする低開発地域である。しかしながら豊富な農産資源と、豊かな労働力に恵まれた当地方は、国土総合開発法に基づく特定地域、及び酪農振興法に基づく集約酪農地域の指定を受け、低開発地域からの脱却に努力しており、また幸いにして先に制定された工業立地の

調査等に関する法律により、低廉な工場適地、良質豊富な工業用水、さらには豊かな労働力を有する優秀な工場立地地区であるとして、内陸部の工場適地調査の指定を受け、工業都市として将来の飛躍的な発展が期待されているところである。このように当該地区は低開発地域工業開発促進法で要請される種々の要件を具備していると確信するから、都城地区を同法に基づき開発地区に指定せられたいとの請願。

昭和三十七年四月十六日印刷

昭和三十七年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局